

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 3 年 6 月 11 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問  
日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）  
日程第 3 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））  
日程第 4 議案第 21 号 愛西市企業立地促進条例の全部改正について  
日程第 5 議案第 22 号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第 23 号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 25 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）  
日程第 8 議案第 26 号 令和 3 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 請願第 1 号 議会放映等の拡大と充実を求める請願書  
日程第 10 請願第 2 号 「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願  
日程第 11 委員会付託について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷺 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君

教育部長	三輪進一郎君	市民協働部長	渡辺弘康君
上下水道部長	山田英穂君	保険福祉部長	小林徹男君
健康子ども部長	清水栄利子君	企業誘致課長	藤澤寿章君
経営企画課長	堀田毅君	危機管理課長	大野敦弘君
環境課長	山岸忠則君	都市計画課長	浅野浩司君
産業振興課長	横井誠君	生涯学習課長	石田泰弘君
土木課長	牛田高行君	子育て支援課長	長谷川努君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近藤ゆかり	議事課長	大原守人
書記	丸山小百合	書記	杉本昌哉

---

午前 9 時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから代表質問に入りますが、質問時間は質問・答弁を含め15分とされております。

また、再質問については1回までできるとされております。

通告した内容が答弁を含め持ち時間に収まるよう、質問は簡潔・明瞭に行っていただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問

○議長（島田 浩君）

日程第1・市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問を行います。

質問者の順番及び質問事項は、お手元に配付したとおりです。

最初に、新生愛西クラブを代表しまして、10番・杉村義仁議員、どうぞ。

○10番（杉村義仁君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、新生愛西クラブを代表して日永市長の所信表明について質問を行います。よろしくお願ひします。

日永市長におかれましては、去る4月18日の市長選挙におきまして、見事3回目の当選を果たされました。投票率につきましては、残念ながら過去最低を更新してしまいましたが、日永市長の得票率は77%を超え、これまで日永市長が戦った3回の市長選挙の中で、最も高い得票率でございました。

これは、市長がこれまで2期8年で築いてきた様々な実績と、力強いリーダーシップなどが市民の皆様に評価されたものであると同時に、今後の市政への期待の表れでもあると私は思っております。

我々新生愛西クラブといたしましても、市長と力を合わせ、愛西市をさらに発展させていきたいと思ひます。そのためには、提案を待つばかりではなく、最大会派として、また市議会として様々な施策を提案し、一緒に知恵を絞り、将来に夢を持てる愛西市の実現に向けて議論を行ってまいりたいと考えております。

さて、市長は所信表明演説の中で、本市には解決していかなければならない多くの課題があると述べられておりました。その中でも喫緊にやるべきことは、新型コロナウイルス感染症への対応です。

新型コロナウイルス感染症は、いまだに猛威をふるい続けております。こうした中、新生愛

西クラブのほか、あいさいクラブと公明党あいさいの3会派は、先月、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を市長宛てに提出したところでございます。

社会全体に広がる閉塞感を打開し、活力ある愛西市を取り戻していくためには、手を緩めることなく、各種施策を積極的に打ち出していく必要があります。

そこでお尋ねします。

今後、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような施策を展開されていくか、御答弁をお願いします。

次に、財政運営についてお尋ねします。

長期間にわたり新型コロナウイルス感染症が様々な方面に影響を及ぼしていることで、本市の財政運営も厳しい状況になってくるものと思われまます。特に自主財源の落ち込みは市独自の施策に充てる財源の減少につながるものであり、これまで自主財源が厳しい状況であった本市にとって、新型コロナウイルス感染症の拡大は他の市町村以上に大きな影響を受けるものと考えます。

こうした緊急事態への対応のため、財政調整基金などを取り崩して一部の事業費に充当している状況でございますが、各種基金も当然ながら限りがございます。

そこでお尋ねします。

今後、自主財源の増加や基金の確保といった問題を含め、どのような財政運営を行っていくかをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

それでは、各質問にお答えをさせていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、先月から開始をしておりますワクチン接種につきましては、医療従事者をはじめ、関係者の皆様の御理解、御協力をいただき、順次進めさせていただいております。接種を希望する市民の皆様方が一日も早く接種を終えられるよう、今後も取り組んでいきたいと考えております。

そして、本市では、新型コロナウイルス感染症が市民の皆様々に大きな影響を及ぼしている中、市民生活への支援、子育て世帯への支援、事業者への支援、学校教育への支援など、様々な施策を展開してまいりました。

先ほど議員からも御発言がございましたが、新生愛西クラブ、あいさいクラブ、公明党あいさいの3会派から各種要望をいただきました。このうち学校給食費の無償化、プレミアム付商品券事業などにつきましては、今定例会において予算の御承認をいただきましたので、事業の実施に向け作業を進めさせていただいております。

現在も、今後の社会情勢を注視するとともに、各議員をはじめ、市民の皆様方の御意見などをお伺いしながら、適宜適切な施策を行っていききたいというふうに思っておりますし、現在、準備を進めさせていただいております。

行政といたしましては、ウイズコロナだけではなく、アフターコロナを見据えた取組も同時

に進めていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症の終息に向けた取組を着実に実施していく一方で、10年先、20年先の愛西市を見据えた取組につきましても、計画的に進めていきたいと考えております。

財政運営につきましては、急速に進む少子高齢化、人口減少など社会構造の変化が進む中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化など、行政に求められるものも年々複雑化、高度化してきているというふうに捉えております。厳しい状況下ではありますが、各種施策を着実に前に進めていけるよう、歳入歳出の両面について、引き続き取組を行ってまいります。

歳入面の取組といたしましては、国や県の補助金など、国・県の動向に注視をし、本市の各種施策に活用可能な補助金などの情報収集に努め、積極的に活用していかなければならないと思っております。

持続可能な財政運営を行っていくためには、地方交付税や補助金に頼るだけではなく、自主財源の確保に向けた取組もしっかりと進めていかなければなりません。

市民税や固定資産税など市税について徴収率の一層の向上を図り、安定的な歳入確保を図っていくほか、市のホームページや広報紙などを活用した広報事業について、新たな広告媒体の研究を進めていきたいと思っております。

公共施設のうち、公共施設等総合管理計画において廃止の方向性を打ち出した施設につきましては、用途変更、地域移管、譲渡、貸付、売却の進め、歳入の確保につなげてまいります。

市内外の皆様から御寄附を頂くふるさと納税も、貴重な財源の一つだというふうに思っております。数ある自治体の中から愛西市を応援していただけるよう、今後も様々な形で愛西市の魅力を発信していきたいと考えております。

また、安定的な自主財源の確保に向け、本市が取り組んでいる事業が企業誘致でございます。本議会においては、南河田工業団地に次ぐ新たな工業団地の整備に向けて、必要となる予算を計上させていただいております。企業を誘致することで、中長期的に安定した自主財源を確保できるだけでなく、市内で新たな雇用が創出されることで、愛西市のさらなる活性化の期待をしております。

続きまして、歳出でございますが、各種事業、サービスの検証、見直しにつきましては、市長に就任して以来、継続して取り組ませていただいております。真に必要な事業、サービスに予算をしっかりと確保できるよう、引き続き検証、見直しに取り組み、歳出の削減につなげていきたいと思っております。

公共施設の維持管理や更新につきましては、トータルコストの縮減、平準化を図っていくなど、計画的、効率的な取組を進めていかなければなりません。また、民間委託や指定管理者制度の拡大にも積極的に取り組み、利用者のニーズに対応したきめ細かい、質の高いサービスを提供しながら、行政コストの縮減も図ってまいります。

今後も、歳入歳出の両面から不断の見直しを進め、健全な財政基盤を維持し、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。以上でございます。

### ○10番（杉村義仁君）

御答弁どうもありがとうございました。

市長をはじめ市当局の皆さんには、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息に向けて、日々業務に励んでいただいていることに感謝申し上げます。

また、ワクチン接種につきましては、医師、看護師などの医療関係者の皆様方の多大な御理解、御協力の下、順次進められております。関係者の皆様の御尽力に敬意を表するとともに、一日も早く接種を終われることを期待しております。

また、財政運営につきましては、市長の考えを改めてお伺いすることができました。様々な課題に対応していくために、多くの財源が必要になりますが、残念ながら財源には限りがあります。

我々市議会としても、市当局からの提案をしっかりと精査することはもちろんのことですが、冒頭に申し上げましたように、様々な施策を提案し、一緒に知恵を絞り、将来に夢を持てる愛西市の実現に向けて議論を行っていきたいと考えております。

それでは最後に、日永市長の3期目の市政運営に向けて、改めて意気込みをお伺いして、私からの代表質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

### ○市長（日永貴章君）

これからの4年間、改めて市政運営を担当させていただくわけですが、市民の皆様方からいただきました信頼と期待にしっかりと応えていきたいと、決意を新たにしているところでございます。

議員からも一緒に知恵を絞り、将来に夢を持てる愛西市の実現に向け議論を行っていききたいというお話もございましたので、我々としても、しっかりと議員の皆様方と議論を進めながら、よりよい愛西市づくりを進めていきたいというふうに思っております。

議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解、御協力をいただきながら、オール愛西で様々な課題を乗り越えてまいりたいと思います。

私自身の政治理念であります、進める決断、とどまる勇気に基づき、10年先、20年先も見据え、持続可能な愛西市づくりを見据え、今後も全力で取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○議長（島田 浩君）

10番議員の質問を終わります。

次に、日本共産党愛西市議団を代表いたしまして、17番・真野和久議員、どうぞ。

### ○17番（真野和久君）

それでは、日本共産党愛西市議団を代表して代表質問を行います。

市長は、小・中学校規模適正化、いわゆる学校統廃合問題について、所信表明の中で、市の教育委員会と市民の皆様がしっかりと議論を進め、子供たちにとって最適な環境を見つけていかなければなりませんと述べていることに関して、市長の見解を聞きたいと思っております。

学校規模適正化について、教育委員会は2017年の9月に、愛西市小・中学校適正化規模等検

討協議会が提案した3案のうち、第1案立田・八開地区の学校全てを統合し、小・中一貫校1校にするを採用しました。そして、2018年の7月、19年の9月に地域説明会を行ってまいりました。

教育委員会が採用した第1案に対しては、とりわけ八開地域の皆さんから八開地区の学校をなくさないでほしい、通学距離が大き過ぎる問題や、なぜ立田地区の学校との統合かの合理的な理由がないなどの反対の声が大きく広がり、地域の8割もの反対署名の陳情を提出されました。

地域説明会では、こうした疑問に対する教育委員会の説明は不十分なもので、到底地域の市民には納得が得られるものではありませんでした。

そこで、市長に質問を行います。

現在、コロナ禍の状況もあり、議論は進んでいません。しかも、教育委員会は、地域が反対しているいわゆる第1案八開・立田地区の4小学校、2中学校の全てを立田中学校の場所1つにする案にこだわり、その案を理解してもらえよう説明していくと、あくまでも言っています。これでは議論にならず、いつまでたっても平行線で解決しないのではないのでしょうか。市長の考え方を伺います。

また、市長は教育委員会と市民の皆様がしっかりと議論を進めると言われていますが、問題を解決するために、市長から何らかの提案をするべきではないのでしょうか。例えば、教育委員会に対して現在の案の取下げを提案し、合意できる子供たちにとっての最適な環境の構築について、市・教育委員会・地域の方の3者で話し合いができる場の設置を提案するなどすべきではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず1点目、議論にならず、解決しないのではないかという点についてでございますが、教育委員会におきましては、いかに児童・生徒一人一人に向き合った教育を行うか、将来を担う子供たちにいかによりよい教育環境を提供できるかといった課題について検討を続けているというふうに、私は認識をしております。

提案されている学校規模適正化につきましては、教育環境の向上を図ることを目的として、今後も引き続き説明会の機会を設けていくというふうに教育委員会は述べているというふうに、私は認識をしております。議論にならないというお話でございますが、その中ではやはり、議論の場のどのような開催方法をしたらいいのかとか、また開催するに当たってどのような対象者の方々と議論をするのか、そういったこともしっかりと工夫をして、やはり議論を進めていかなければならないというふうに私は考えております。

続きまして、2点目でございますけれども、問題を解決するためにも、何らかの提案を市当局としてすべきではないかという質問でございますけれども、教育委員会において検討が進められてきておるといふふうに思っておりますし、課題に関しましても、今までの経緯を含め、それらの課題を克服して進めていくべきだといふふうに私は思っておりますし、この間一貫し

て申し上げておりますが、やはり教育委員会として、教育に携わる皆様方と学校関係者の皆さん、そして地域の方々がしっかりと議論をしていただきたいというふうに、私は以前から思っておりますので、そういった視点で行っていくべきだというふうに思っております。

3点目につきましては、教育長から答弁させていただきます。

#### ○教育長（平尾 理君）

この件につきましては、私から説明をさせていただきたいと思います。

小・中学校の適正規模・適正配置につきましては、子供たちの将来を見据えて教育委員会が提案したものでございます。

現段階において、提案内容を変更する考えはございません。ただし、将来、よりよい教育環境の整備が極めて困難という状況が明らかになったという場合には、この限りではございません。

教育委員会と市民の皆様との話し合いにつきましては、教育委員会が必要であると判断した場合、適宜開催をさせていただきたいと思っております。これもただしであります。市民の皆様からこの件に関する説明や話し合いの要望等がありましたら、たとえ少数、お一人であろうと、この件に関する説明や話し合いの要望があれば、積極的に対応をしてみたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

市長の考え方として、方法とかやり方などを工夫しながら議論を進めていくべきという話がありました。そうした中で、あくまでも十分に議論をすべきだという話であります。

教育委員会からは、今の案を変更する考えは今のところないけれども、困難であるということになれば、この限りではないという話で、一人でも積極的に話をしていきたいという答弁がありました。

ただ、やはり、じゃあ具体的にどのような話し合いをしていくのかというところが一番大きな課題ではないかというふうに思います。

やはり、今の案を前提としたことであれば、この間の2回の説明会の中でも、教育委員会は様々な説明をしてきましたが、残念ながら地域の皆さんが納得する内容ではなかったというふうに思います。である以上、やっぱりその中で、じゃあ具体的にどうするのかということですね。答弁の中で、具体的に地元から提案をしてほしいというような話もありました。対案を出してほしいという話も市長からもありました。

ただやはり、対案を出すとなると地域の中でしっかりとした議論が必要だし、その中でまとまるかどうかというのなかなか難しい問題があります。

やはりそうした中で、きちっと話し合いをする中で、ちゃんとした、しっかりとした考え方、方針案をつくっていくことが必要ではないかというふうに思うんですね。

特に、例えば、今回の4月の市長選挙のときの中日新聞の記事で、愛されるまちへ愛西市長選を前にという記事がありました。その中で、いわゆる今の教育委員会の提案に対して反対を

されている方たちの内容として、現在の案を白紙にして市と住民で新たに考え直したいというふうに主張をされているということが書いてあります。

やはり、そうした市民の声をしっかりと酌み取って話し合いの場をしっかりとつくっていくことが必要ではないでしょうか。今の方針をあくまでも市の教育委員会が変えないという中で、幾ら話し合いをしますよと言っても、それはなかなかやはり難しいことではないかというふうに思います。

もう一つ大事なことは、やはり教育委員会と学校統廃合の問題は、教育的な観点からの関係と地域コミュニティーの核としての学校の性格に対する配慮、この2つが必要で、そしてまたまちづくりをどうするかということと密接不可分であるということが、文部科学省が平成27年に出した適正化規模・適正配置等に関する手引の中にも書かれています。

その中で、やはり総合教育会議の中で市長も含めて市は関わっているのですから、教育委員会にお任せするだけではなく、市長、そして市としてしっかりとそこに対してアドバイスや助言などをやっていくことがやはり必要ではないでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

そして、もう一つ、3点目として、中日新聞の記事にもありましたが、市長が3選目を当選したところで、記者の解説の中にも書いてありましたが、住民との議論を求める、自身が目指すまちとの一体化に向けて、禍根を残す決着を避けるためにも問題解決に市長が乗り出してもいいところだと、記者の方も話していますけれども、やはりそうしたことで市長が動いていくということがやはり期待されていると思いますので、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、1つは今の案の中ではなかなか議論ができないのではないかということと、それから総合教育会議を含めて市は関わっているので、市が積極的にもう少し関わるべきではないかということと、それから市長選挙を終えて、市長がそろそろしっかりと動き出すのではないかという記者の意見もありますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育長（平尾 理君）

すみません、その前に私のほうから。

先ほども申し上げましたように、話し合いの内容、適正規模については、これからも引き続き説明をする機会を持っていきたいと思っています。ただ、前回の地域説明会や保護者説明会において、あれから数年たっておりますので、その場合にその時々に参加をされていない方や、あるいは新たにこちらのほうに越してみえた方、そういった方々とは、常に我々は話をさせていただいておりますが、まだそういう関心を持たれている方はたくさんお見えだと思います。そういったようなものも含めて、対象をもう一度絞って膝を突き合わせて、本当に草の根運動的な活動をしていかなければならないなということを思っております。

また、よりよい教育環境というようなことなんですけど、これは地域の皆さん方の核になるコミュニティーであるというようなことを思っていますが、やはり我々としましては、教育環境を優先しなければならないというようなことを思っております。もちろん、地域の皆さん方の

意見は今後も引き続いて伺っていききたいということを思っています。以上です。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁させていただきます。

現在出されている案、ほかの案を提案したらどうだというような趣旨だというふうに私は理解いたしましたけれども、やはり先ほど教育長もお話になりましたし、議員もおっしゃられたとおり、やっぱり関係者の人や多くの方々と意見交換をしながら、よりよい教育環境をつくっていくべきだというふうに私も思っております。

関わるということは、どの程度のことを意味するのかということもありますけれども、やはり、私ども市といたしましては、しっかりとした議論を今もしているというふうに言っておられますし、質問の中でもございましたが、コロナ禍の状況で当然話合いの機会も減っておりますし、また市の人口動態もかなり影響が及んできているというふうにも思っておりますので、そういったことを、今後の愛西市をしっかりと見据えて、教育委員会としては状況を把握しながら、今の案で進めるべきなのか、どうするべきなのか、また新たに議論をしていただきたいというふうにも思っております。

話合いにつきましては、やはり今の案、じゃあ、ほかの案を出したら議論が進むかどうかということよりも、やはり課題が残るのではないかとというふうに思っております。議員からもお話がございましたが、やはり地域の方々がどういった形の学校の存在を望んでおられるかということも、やはりしっかりと教育委員会として把握をしていただきたいというふうには思っております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

17番議員の質問を終わります。

次に、公明党あいさいを代表いたしまして、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、公明党あいさいを代表して、市長の招集挨拶並びに所信表明について質問をさせていただきます。

所信表明の中で、市長はまちづくりの柱について思いを述べられました。このうち、2つの柱について、もう少しお伺いしたいと思います。

まずは、第1の柱である協働によるまちづくりです。

考え方としては、愛西市が様々な分野のまちづくりを進めていく中で、土台となるものと言えます。それがゆえに、心配している点が幾つかあります。

例えば、自治会への加入率の低下です。少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化など様々な背景が考えられるところですが、役員の成り手不足なども問題になっています。

これらの問題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種の行事が中止されていくことで、住民のつながりがさらに希薄なものになっていくことを大変危惧しています。

市長は、協働のまちづくりの中で、様々な問題の解決は、市民、団体、関係者の皆様による世代を超えた御理解、御協力が必要であり、市民一人一人が主役となるまちづくりを進めてい

くと述べられました。市長は、協働という視点からどのようにまちづくりを進めていくのかお伺いします。

次に、第3の柱である心身ともに健やかなまちづくりです。

本年3月に策定された愛西市第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画によると、令和2年10月1日現在の愛西市の人口に占める65歳以上人口の割合、いわゆる高齢化率は32.1%ですが、20年後の令和22年には38.4%まで上昇すると見込まれています。したがって、地域の担い手となる住民が減少していくばかりでなく、高齢により社会参加が難しくなる方が増加していくことで、今後支える側の負担がさらに大きくなっていくことが懸念されるところです。

予防接種や各種の健診など、予防措置を講じることはもちろんですが、体を動かす機会をできる限り設けていただき、生涯を通じて市民の皆様が健康でいられる環境づくりを今後も積極的に進めていただきたいです。

また、万が一病気となってしまった場合でも、速やかに受診できる体制が整っていることは、市民の皆様の安心にもつながるものであります。どのような場面においても、市がサポートしているという安心感は、愛西市に住んでよかったという市民の皆様の思いにつながります。そして、その思いが市外の皆様にも伝わって、愛西市に住んでみたいという人が増えていけば、愛西市の人口増にもつながり、さらに活気のあるまちづくりができていくのではないかと期待します。

市長は、健康こそが本市の原動力であることや、支援を必要とする市民の皆様を地域全体で支えられる愛西づくりに取り組んでいくと述べられました。市長は心身ともに健やかなという視点から、どのようにまちづくりを進めていくのかお伺いします。

以上2点、市長のお考えをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

最初に、協働によるまちづくりについてでございますけれども、市の様々な課題を解決していくためには、市民、団体、関係者の皆様による世代を超えた御理解、御協力は欠かすことができません。そして、皆様の知恵や経験を十分に生かしていただくことで、活力ある愛西市につながっていくものだというふうに考えております。

一例を申し上げますと、あいさいさん祭りや納涼祭り、音楽祭、体育大会など、愛西市では一年を通じ、様々なイベントが実施をされてまいりました。昨年度や今年度につきましては、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、残念ながらこうしたイベント等は縮小あるいは延期、または中止となるものがございますが、こうしたイベントは、市だけではなく、熱意を持った市民の皆様が集まって知恵を出し合うことにより、毎年盛大に開催ができることであり、こうした取組が今後の愛西市の原動力の一つになってくるというふうに考えております。

また、各自治体など、地域における活動につきまして、これらの活力あるまちづくりの一つだというふうに思っております。

残念ながら、先ほど議員もおっしゃられましたが、人口減少、少子高齢化の影響によりまして、役員の方々の成り手不足、やっていただける方が非常に少なくなっているという課題もございますし、地域の課題解決、防災活動、防犯活動、児童・生徒や高齢者の見守りなど、様々な面で取組がされておりますが、それらの活動にも影響を及ぼすのではないかとというふうに懸念をしております。

しかしながら、こうした地域の活動をしていていただきますと、やはり住民の交流や絆が生まれ、ひいては住みやすいまちづくりにつながっていくものだというふうに思っております。各種団体、企業の皆様方におかれましても、今後もっと積極的に様々な立場からまちづくりに参画していただくよう、お願いもしていかなければならないというふうに思っております。

愛西市は、市民、団体の皆様一人一人の御理解・御協力によって成り立っているものであり、市民の誰もがまちづくりの主役であるというふうに思っております。その主役である市民の皆様が、愛西市に住んでよかったと思っただけけるよう、また市外に住んでいる方がぜひ愛西市に住んでみたいと思っただけけるようなまちづくりを、今後も進めていきたいと考えております。

次に、心身ともに健やかなまちづくりについてでございますが、先ほども議員からお話ございましたが、健康は皆様にとりましてかけがえのない財産であるというふうに思っております。生涯を通じて健康を維持するためには、病気になってからではなくて、病気になる前にいかに予防措置を講じていくか、また少しでも体を動かす習慣、環境を整えることが重要であるというふうに思っております。

予防措置を講じていくための施策といたしましては、各種予防接種事業や健診事業などを行わせていただいております。乳幼児や高齢者など、ライフステージに応じた風疹、4種混合、日本脳炎、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌などの予防接種を計画的に受けていただく体制や、公共施設や医療機関でがん検診を受けていただく体制などを整備させていただいているというふうに思っております。

また、万が一病気となってしまった場合にも、迅速に医療を受けていただけるよう、八開診療所や津島市民病院、海南病院との連携によりまして医療体制を確保しておりますし、現在も、愛西市内の医師会の皆様方のワクチン接種にも御協力をいただいております。

市民の皆さんが、日頃体を動かす習慣、環境を整備するため、市のスポーツ協会やあいさいスポーツクラブの活動を支援し、市民の皆様の健康、体力づくりの場を確保していくことや、屋内外のスポーツ施設の維持管理を計画的に進めております。

子育て支援の面では、子供の医療費の助成のほか、子育て世代包括支援センターの運営など、子育てしやすいまちづくりを進めさせていただいております。

また、今定例会で既に補正予算の御承認をいただきましたが、新生児子育て支援応援給付金事業として、新生児の保護者に対しまして1人当たり10万円の給付金を支給するほか、コロナ対策ですが、小・中学校の給食費を6月から12月まで無償化し、コロナウイルス感染症による子育て世代の経済的負担を軽減させていただいております。

そのほか、現在進めております児童発達支援センターの整備、生活困窮者の自立支援、地域包括支援センターの運営、障害者の自立に向けた各種扶助など、支援を必要としている様々な市民の皆様の生活や権利を守る施策にも取り組んでおります。

このように、健康で生き生きと暮らせる環境の整備や、子育て世代、障害者や高齢者など支援を必要とする市民の皆様を地域全体で支えられる愛西市になるよう、今後も取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、市民の皆様方、自治会の活動などにも御協力、御理解をいただきながら進めていくべきだというふうに考えております。以上でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

今後も愛西市の様々な課題を解決していくに当たっては、市長や職員の皆さんだけでなく、市民の皆様の御理解や御協力が必要です。私も、市議会の一員として、市当局への要求・要望にとどまることなく、しっかりと議論をし、愛西市の発展に向け全力で取り組んでいくことをお約束して、私の発言を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

4番議員の質問を終わります。

次に、あいさいクラブを代表しまして、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、あいさいクラブを代表いたしまして、市長の招集挨拶並びに所信表明について御質問させていただきます。

私からは、市長が所信表明で述べられたまちづくりの柱のうち、まずは第4の柱である活力ある快適なまちづくりについてお尋ねいたします。

活力ある快適なまちづくりとして、市長から農業振興に関することや、戦略的な企業誘致、道の駅を拠点とする観光振興などの発言がございました。いずれも本市にとって重要な施策であると考えますが、活力ある快適なまちづくりに向けた市長のお考えをお聞かせください。

次に、5つの柱とは別に、さらに未来へつながる愛西市とするためという視点のまちづくりについて御発言がございました。この中では、行政のデジタル化に向けて、ICTを積極的に活用し、さらなる行政サービスの向上に努めていくとのことでございます。

この新しい生活様式のまちづくりについて、市長のお考えをお聞かせください。

以上、御答弁のほうをよろしくお願いたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、御答弁させていただきます。

まず1点目で、発言にありました農業振興に関して答弁させていただきます。

農業を発展させることにつきましては、市を発展することにもつながりますので、支援を積極的に今までも行ってまいりました。農業近代化資金の金利に対する利子補給や、農地集積に関する協力金の交付のほか、地域の就農者、また持続可能な農業経営を行うための補助金の交

付など、幅広く行ってまいりました。

また、昨年におきましては、カメムシの大量発生による農家の皆様方が大きな打撃を受けたことから、その対策として防除対策に係る費用の一部を支援するための予算を計上させていただいております。

今後も、農家の皆様への支援を積極的に行っていくとともに、後継者不足の解消に向け、多くの方に農業に関心を持っていただき、農業人口の拡大につなげていかなければならないというふうにも考えております。

また、愛西市の農作物をブランド化し価値を高めることで、より安定した経営につなげていくことができ、新規就農者の拡大にもつながるものでございますので、こうした取組も関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

観光面でございますけれども、本市の観光拠点であります道の駅立田ふれあいの里を中心として、農作物をはじめ、様々な魅力を発信してきたところでございます。道の駅リニューアルに向け、今年度は拠点施設の基本設計や排水路の実施設計を行っているところでございまして、今後も魅力あふれる施設となるよう、着実に取り組んでいきたいと考えております。

また、計画的なまちづくりといたしましては、名鉄佐屋駅周辺整備の検討を進めているところでございまして、地元の皆様方とも情報交換をしているところでございます。

今後も、地元の皆様方をはじめ、鉄道事業者、関係機関との意見交換、協議を進め、利便性の高い駅となるよう準備を進めていかなければならないと思っております。

企業誘致につきましては、自主財源である税収を中長期的に確実な確保につなげていくための取組でございます。用地の取得を検討している企業の皆様のニーズを把握し、最大限応えられるよう努めていくとともに、事業を進めるに当たっては地元の皆様に説明をし、理解、御協力を得ることで、一歩ずつ着実に事業を進めていかなければならないと思っております。

活力ある快適なまちは、人やお金を呼び込み、さらに活気をもたらすことにつながります。引き続き、愛西市の将来を描きながら、新たな活力の創出に向け事業を展開してまいりたいと考えております。

新しい生活様式へのまちづくりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、より利便性の高いサービスを提供していかなければならないと考えております。市の広報紙をパソコンやスマートフォンで閲覧できるようにしたり、税金の納付をキャッシュレスで決済できるようにするなど、行政のデジタル化を現在進めているところでございますし、議員の皆様方にも御理解をいただいているところでございます。

今定例会では、キャッシュレス決済事業といたしまして、電子マネー決済サービスや電子申請におけるクレジット決済サービスについて予算を計上させていただきまして、御承認をいただきました。今後、新たな決済サービスを早期に導入できるよう、事務に取りかかっております。

現時点では、制度面でデジタル化できない手続もあり、どうしたらできるようになるかを職員それぞれが常日頃考え、具体化していきたいというふうにも考えております。

しかしながら、デジタル化によって市民の皆様方と職員の距離が生じるわけではありません。常に市民の皆様とのコミュニケーションを意識しながら、今後も温かみのあるサービスを提供していかなければならないというふうに思っております。

また、SDGsを意識した取組も進めていく必要がございます。昨年3月に策定をいたしました第2次人口ビジョン愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、本市の各種施策とSDGsの開発目標との関係を整理させていただいたところがございますが、今年度中に策定する総合計画後期基本計画につきましても、計画に位置づける各種施策をSDGsの視点で整理をし、それぞれの取組を意識しながらSDGsが定めるゴールに向け取り組んでいきたいと考えております。

今後も、手続の簡素化をはじめとする市民サービスに積極的に取り組み、将来に向けて持続可能なまちづくりを推進していくというふうに考えております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

まずは、活力ある快適なまちづくりについてお答えをいただきました。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、市内のあらゆる産業は大きな打撃を受けております。少しでも早くワクチンの接種を完了し、新型コロナウイルス感染症を克服して地域経済に明るさを取り戻すことが待たれております。

今定例会で既に議決しましたが、プレミアム付商品券事業を8月から開始するとのことです。市内の各店舗を応援し、冷え込んだ地元経済の活性化につながるため、一人でも多くの皆様が商品券を購入し使用していただけるよう、市当局におかれましても、商工会としっかりと連携してPRをしていただくことをお願い申し上げます。

また、観光面では、本市は本当に資源が乏しいことから、現在進めている道の駅の拡張事業について私自身、非常に期待しております。愛西市だけではなく、この海部地域の観光拠点とも言えるような施設となるよう、しっかりと事業を進めていただきたいと思います。

企業誘致につきましては、自主財源の確保が大きな課題となっている本市にとって、ぜひとも成し遂げたい事業の一つでございます。南河田工業団地がそうでしたが、成果が出るまでには長い年月がかかると思います。地元の皆様への丁寧な説明をはじめ、各方面へ御理解、御協力をいただきながら、一歩ずつ確実に取り組んでいただきたいと思います。

新しい生活様式に関しては、市民サービスの向上に積極的に取り組み、持続可能なまちづくりを推進していくとの市長からの御答弁がございました。現状に満足せず、今後も市民の皆様の声をしっかり受け止めて、様々な面において市民サービスの向上に向けて取り組む姿勢を、今後も待ち続けていきたいと思っております。

なお、行政のデジタル化に関して、高齢者などパソコンやスマートフォンといった機器の操作が苦手な方がいらっしゃいます。デジタル化を今後進めていくことには大いに賛成ですが、こうした方へのサポートもしっかりとやっていく必要があることも認識していただきたいと思います。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、まちづくりを進めていく上での土台となる考え方であります。今後も持続可能な愛西市づくりに向けて、我々市議会といたしましても、この理念を改めて認識し、市当局としっかりと議論を行っていきたいと考えております。

以上で私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（島田 浩君）

14番議員の質問を終わります。

次に、無会派、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

無会派を代表しまして所信表明に対しての質問をいたします。

大きく2点について、1つ目ですけれども、将来の愛西市について質問します。

こここのところでは2つお聞きしたいと思いますが、1点目、今年度第2次総合計画の後期基本計画の策定を行い、10年、20年先を見据えた計画の策定とお聞きしました。本市の課題でもある人口減少、また土地利用も関係してくると思いますけれども、10年、20年後を見据えた人口減少と土地利用についての市の考え方をお聞きします。

2点目、歳出面では公共施設の計画的な維持管理に努めていくわけですが、既に作成されています個別施設計画についてお聞きしたいと思います。方向性として廃止になっている施設の中で、八開地区コミュニティセンター以外のコミュニティセンター、また八開庁舎の今後、何か考えがあるのかお聞きしたいと思います。

コミュニティセンターについては地元へ移管を考えているようですが、それは計画期間の令和13年度までに移管を考えているのかお聞きします。

次に、大きなところで5つの柱についてですが、1点目、第1の柱、協働によるまちづくりのところ、ここは先ほど竹村議員のところからも質問があったので、同じような質問になりますが、私も通告どおり質問させていただきたいと思います。

協働によるまちづくりの地域コミュニティの充実、それから第2の柱、安心・安全なまちづくりの中でも、自助・共助の重要性を改めて認識していただきたいという市長のお話でしたが、どちらもやはり人口減少、少子高齢化の進行により地域コミュニティの機能や自助・共助の意識低下が考えられると思います。そのところについて、市長の見解をお聞きします。

2点目、第4の柱、活力ある快適なまちづくりの中の観光振興の面で、道の駅について質問いたします。

利用状況を見ますと、年々来客数、売上金額ともに減少しているんですけども、この道の駅の整備については、大変多額な税金を投入して再整備を行うわけですけども、この再整備を行った後の事業効果をどのように見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

3点目、第3の柱、心身ともに健やかなまちづくりと第5の柱、学びを支えるまちづくりについて質問いたします。

どちらのところにも、やはり健康という言葉が出てきます。健康というところも含めて、スポーツと健康は切り離せないとは私は考えております。また、市長のほうからは、健康はかけが

えのない財産、これも私もそう思っておるところでございますが、この健康とスポーツをどのように結びつけていくのか、市の考えをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、将来の愛西市についてということで、本市の人口減少、土地利用についての考え方について御答弁させていただきます。

愛西市の人口問題につきましては、愛西市人口ビジョンに掲げる将来展望の方向性の下、人口減少に歯止めをかけ、活力ある持続可能な地域づくりの実現を目指しまして、市総合戦略における施策・事業に取り組んでいるところでございます。

一方、土地利用につきましては、大半が市街化調整区域であり、住宅が建ちにくい区域でもあり、都市計画マスタープランなどの各計画において、今後も自然減や社会減の抑制のための取組について継続的に進めていきたいと思っております。

今年度、第2次愛西市総合計画に係る後期基本計画を策定する上で、持続可能な開発目標でありますSDGsへの対応を取り入れ、重点的な取組事項を明確化することで、戦略的な施策の推進に努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、大項目の2点目の各コミュニティセンターと八開庁舎の今後についての考え方について御答弁させていただきます。

各コミュニティセンターにつきましては、将来的には地元の意向を踏まえながら、地元に移管していくことが望ましいと考えております。なお、移管の時期については、今のところ考えておりません。

また、八開庁舎につきましては、現在支所機能が八開地区コミュニティセンターへ移設をされており、平成23年に策定されました庁舎整備計画等に基づき、これまで新たな用途なども検討してまいりましたが、施設設備の老朽化が進んでおりまして、改修には多額の経費を必要となります。また、他の利活用を検討するに当たっては、立地する地域での利用制限なども加味する必要がございます。

今後の利活用につきましては、現在のところ未定でございます。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から2点目の5つの柱について御答弁させていただきたいと思えます。

1つ目の柱と2つ目の柱、コミュニティーの件でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、そしてほかの議員からお話ございましたが、現在としましては、少子高齢化、人口減少によりまして、各コミュニティーの、特に役員の成り手等、様々な課題があるというふうに我々は認識をしております。

しかしながら、地域のコミュニティーというのは、それぞれが活性化することによって市全体の活性化が図られてくるというふうに考えております。そうした部分でも、先進地の事例を視察していただいたり、そして様々な課題をどのように解決していくのか、地域の方々と意見交換をしながら、市として積極的にバックアップをしていきたいというふうに思っております。

また、コミュニティーごとでそれぞれ課題も違ってまいりますので、それぞれの課題に沿った支援をしていかなければならないというふうに考えております。

2つ目の、道の駅についてでございますけれども、開設以来、道の駅につきましては、皆様御承知のとおり、多くの方々にお越しをいただきながら、そして指定管理者がしっかりとした運営をしていただいているというふうに思っております。その評価につきましては、県からも評価をされており、全国的にも優秀な道の駅であるというふうに我々は認識をしております。

そうした中、コロナの影響によりまして、利用者につきましては若干下がっているという現状もございますし、やはり農業地帯でございますので、今後計画をしているハスの維持等も検討していかなければならないというふうに思っておりますし、新たな施設運営についても、今後しっかりと内容を詰めていかなければならないというふうに思っております。

市といたしましては、多くの方々に訪れてよかったと言っていただけるような道の駅にしていきたいというふうに思っておりますし、各関係機関の皆様方に御理解をいただきながら進めていくべきだというふうに思っております。

3つ目、健康とスポーツの関係でございますけれども、先ほど竹村議員のときにも御答弁させていただきましたし、議員からもお話ございました。

健康とスポーツの関係は非常に深いというふうに思っておりますし、なかなかスポーツに触れられたことがないの方々にとっては、どのように参加をしていったらいいか悩まれることもあるというふうに思っておりますので、まずはやはりスポーツに親しみやすいチャンスというか周知をしていくべきだというふうに思っております。スポーツに親しんでいただいて、定期的に体を動かしていただくことが、次の自らの健康の維持に、私はつながっていくというふうに思っております。

しっかりとしたそういった連携事業も、今後検討しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

時間の関係もあるので、再質問を幾つか用意してきたんですけれども、今市長のお答えいただいたところの部分で、そこをもう一つ再質問させていただきたいと思えます。

今市長の考えも、地域それぞれの特性もあり、やっぱり地域コミュニティーの充実という面では、やはりこれから考えて、強い思いがあると思われまます。

先ほど来、お話がありますが、成り手となる人材が地域に残り、地域社会を支えることが必要で、そのような方が地域に残るには、地域経済、教育環境などの様々な問題が考えられます。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント、お祭り、地域行事が中止になり、地域コミュニティーの機能や、先ほどお話ししました共助の部分での衰退がかなり心配されております。

一度崩れたものは、なかなか戻るのには時間がかかると思われまますが、やはりそれでも地域コミュニティー機能を強化していくことは、私も非常に重要であると思えますが、アフターコ

ロナも見据えて、さらなる具体的な方策を考えていくことが必要ではないかと思いますが、もう一度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、御答弁させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、今各種コミュニティーの活動も非常に制限をされ、今までやってきた伝統行事等も含めて、なかなかそれを継承する作業が厳しいというふうに認識をしております。

しかしながら、市といたしましては、コミュニティー活動を継続して行っていただくことが市の発展につながっていくというふうに思っております。コミュニティーの活動につきましては、現在につきましても、清林館高校との官学連携事業を展開いたしまして、若い世代と一体となったまちづくりを行っております。

また、市内中学生を対象にいたしましたワークショップを実施させていただきまして、住みたいまち、私たちでできることをテーマに意見を出し合い、地域の担い手としての意識を持ち、まちづくりへの参画を促す取組を行わせていただいております。

また、議員御承知だと思いますけれども、昨年度、勝幡地区をモデル地区といたしまして、地域づくりの支援を開始させていただきました。地域の皆様方がワークショップに参加をしていただきまして、課題等の洗い出しなどを行っていただいております。

こうしたモデル地区の取組を市内各地域へも紹介をしながら、持続可能な地域づくりを広めていきたいというふうに思っておりますし、この後アフターコロナ、コロナ禍が終息をしましたら、やはりどのような課題が新たに出てくるかということも視野に入れながら、市としては各コミュニティーの皆様方との情報共有をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

1 番議員の質問を終わります。

これにて代表質問を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。

再開を10時50分といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（島田 浩君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第1号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第2・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）についてお伺いをしたいと思います。

確認だけなんですけれども、固定資産税、それから軽自動車税についての改正内容であります。当初予算が組まれておりますが、この影響についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

影響の関係でございます。

今回の改正につきましては、土地の固定資産税については、令和3年度から令和5年度までの間、これまでの負担調整措置の仕組みを継続するものでございまして、令和3年度に限り、前年度の課税標準額に据え置くため、本来の税収額よりは低くなることを見込まれます。

また、軽自動車税につきましては、環境性能割や種別割の軽減措置の延長等、軽自動車を取得するユーザーにとって負担の軽減が図られることになると考えております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

税収が低くなるということですが、具体的にどれぐらいを予測されているのか、それからあと、ユーザー等への措置ですけれども、税収に対してどれぐらいの影響を見込んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、固定資産税の関係でございますが、前年度の課税標準額を据え置く措置につきましては、約127万円ほどの減収を見込んでおります。

また、軽自動車税の関係でございますが、こちらにつきましては登録台数等が不明確であるため、見込みを立てることはできません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

承認第1号：専決処分事項の承認についてですが、1つ目は軽自動車税の臨時的軽減につい

て適用期限を9か月延長するということについての理由について。

2つ目には、軽自動車税の環境性能の税率の適用区分を改めることについての説明、税額の変更、台数、影響額等お答えいただきたいと思います。

3つ目に、軽自動車税の種別割の特例措置について、軽減対象を見直す内容の説明について、それから税収への影響については、今部長のほうから台数が分からないので影響額が分からないということですが、仮に参考になるような数字がありましたら紹介いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の、臨時的軽減の9か月延長の理由でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、自動車取得時等に係るユーザー負担の軽減に与える影響等を総合的に勘案したことによるものと理解をしております。

また、環境性能割の税率の適用区分の関係でございますが、令和2年3月に新たな令和12年度の燃費基準が策定されたことを踏まえまして、これまでの令和2年度燃費基準から切り替えられたことに伴い、税率区分を見直すものでございます。なお、先ほどと同じ関係でございますが、登録車両数等や環境性能割の区分が不明確であるため、影響額については算出できておりません。

それから、3番目の軽自動車税の種別割の特例措置の見直しについての御説明でございます。

こちらは、グリーン化特例について、税率の50%軽減及び25%軽減の適用対象を営業用乗用車に限定した上で、適用期限を2年間延長するものでございます。

4点目の影響額については、特に参考となる資料は持ってございません。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

1問目の適用期限を9か月延長するということについて、総合的に勘案ということですが、通例、税金については1年ごとというふうに思うんですけれども、これが1年にならなかったということについては、理由が分かればお願いします。

それから2問目の、部長の説明では、令和2年のやつが令和12年度というような説明で、今後10年間ということで答弁をされたのかちょっと確認をしたいんですけれども、お願いいたします。

それから、3問目はグリーン化特例、50%、25%が営業車について2年延長ということですが、一般車についてはそういう特例がなかったかということの確認をお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の期間の9か月の関係でございますが、これは国の制度としての適用でございますので、そういった理解で判断をさせていただいております。

それから2点目の令和12年度の関係ですが、これは新たに令和12年度の燃費基準が策定されたということで御理解をいただきたいと思います。

それから3点目の関係でございますが、これは先ほど申し上げたとおり、グリーン化特例について営業用の乗用車に限定したというところで理解をさせていただいております。以上でござ

ございます。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

承認第1号：専決処分事項の承認につきましてお尋ねさせていただきます。

今回、固定資産税による土地の負担調整措置と軽自動車税の種別割の特例措置についてでございますが、どのような措置なのかお尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

土地の負担調整措置の関係でございます。

こちらは、平成9年度の評価替え以降、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整が講じられた措置ということでございます。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。

それで、固定資産税の関係だと思うんですけど、実質、敷地に個人の私有地、囲領道路は私のほうは多くあるんですが、それをどのように対応されるのか。あと先ほど皆さん御質問があった軽自動車税の特例措置について、1台でもいいものですから減額金額はどれぐらいなのかお尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の囲領道路の関係の負担調整措置の関係でございますが、こちらは地方税法に規定される公共の用に供する道路である場合につきましては、負担調整措置の影響はございません。

2点目の金額でございますが、例えばですけれども、軽四の乗用の関係ですと、1万800円であるものが8,100円というようなことになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第2号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（令和3年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、承認第2号：専決処分事項の承認についてを質問いたします。

こちらの専決処分書の補正予算の9ページですが、2款9項1目子育て世帯支援対策費として、3節職員手当等が38万7,000円について、積算の人数と1人当たりの残業時間についてお伺いします。

また、同じく19節扶助費ですが、5万円掛ける700人で3,500万円ということになるかと思えますけれども、就学前、小学生、中学生の人数とそれぞれの全体の人数に対する割合について確認します。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、積算の人数として1人当たりの残業数ですが、人数は5人、1人当たりの残業時間は約28時間を見込んでおります。

続きまして、全体の部分ですが、就学前が140人、小学生が210人、中学生が175人を見込んでおります。全体人数に対する割合は、就学前が20%、小学生30%、中学生25%となります。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、この第3節の職員手当等の5人掛ける1人28時間ということですが、この残業が必要となる業務の内容について、どういったことが必要だということも多く積算をされたのかお伺いします。

また、既に執行されているので、残業がどのぐらいで扶助費についてはどれぐらいで、予算自体が、執行がどのぐらいされたのかということについて、分かれば教えてください。

#### ○子育て支援課長（長谷川 努君）

残業の内容につきましては、支給に当たり児童扶養手当の対象者からの拾い出し、集計、支給の準備業務でございます。

執行率については、申し訳ありません、持ち合わせておりません。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議案第21号（質疑）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

#### ○4番（竹村仁司君）

議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について質問します。

3点について質問をいたします。

初めに、平成27年に制定された愛西市企業立地促進条例は、何を目的として制定されたのかお伺いします。

2点目に、現在の条例では奨励金の交付対象となるのはどのような企業で、奨励金の内容はどうなっているのかお伺いします。

3点目には、南河田工業団地は、令和2年度に全区画が完売したところですが、なぜ今条例を改正する必要があるのかお伺いします。以上3点お願いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず1点目の愛西市企業立地促進条例の目的ですが、この条例は、市内の市街化調整区域の中で市が地区計画を定めた場所を指定区域として、この指定区域への企業の立地の促進を図るほか、立地した企業が市民の雇用機会を創出・拡大することで、本市の産業振興と市民生活の安定に寄与する趣旨で制定されております。なお、現在のところ、この指定区域は市内で南河田工業団地のみとなっております。

次に、奨励金の関係ですけれども、現行条例で奨励金の交付対象となるのは、指定区域に土地を取得し、事業所を建築して操業する製造業、または物流業の企業であることです。こうした企業に対しては、立地促進奨励金として、その企業が建築した事業所と償却資産に係る各年度の固定資産税の相当額を3年間にわたって交付することとしております。また、立地促進奨励金を受ける企業には、雇用促進奨励金として操業日後1年継続して雇用した新規常用従業員の人数に15万円を乗じて得た金額を交付することとしております。

次に、なぜ今改正する必要があるかということですが、現行の条例では賃貸型物流倉庫を建てる企業や賃貸型物流倉庫に入居して操業する企業は、雇用促進奨励金の交付対象にはなりません。現在、企業による雇用者数の減少が社会的な懸念となっている中で、今後南河田工業団地においては、市民がテナント企業に雇用されることが大いに期待されます。このことから、本市は市民のための施策として新たに市民を雇い入れる企業に対し、雇用の維持を一層支援していく必要があると考え、建物賃借型雇用促進奨励措置を講ずることとしたものです。

奨励金の交付を受けた企業には、自社で働く市民が働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらうことで、雇用の維持の一助にさせていただきたいと考えております。安定した市民生活の実現に欠かせない雇用の維持が進めば、地域経済が活性化し、市政の発展や市民サービスの充実にもつながっていくものと考え、条例改正の御審議をお願いするものです。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

1点だけ再質問をします。

市は、雇用促進奨励金制度を設ける企業には奨励金をどのような形で使ってもらいたいと考えているのかお伺いします。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

企業には、雇用される市民の働きやすい環境を整えることや人材育成に充ててもらいたいと

考え、雇用促進奨励金を交付するものでございます。具体的には、働きやすさと大きな関わりを持つ騒音や照明、湿度、温度などの職場の室内環境の整備はもとより、業務に大きな影響を与えるパソコンのスペックやネット環境、機器のツールの扱いやすさへの配慮、さらには人材育成のための研修の充実等への活用を想定しております。

また、市民の方が働きやすい環境の整備には、現在のコロナ禍やワーク・ライフ・バランスに配慮したテレワーク（在宅勤務）等の環境整備も含まれるものと考えております。

**○議長（島田 浩君）**

次に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○2番（石崎誠子君）**

それでは、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について、通告どおり質問させていただきます。

これまでの愛西市企業立地促進条例では、立地促進奨励金と雇用促進奨励金の2つの奨励措置がありました。今回、3つ目の奨励措置として、新しく規定を整備する建物賃借型雇用促進奨励金の内容とその趣旨をお尋ねいたします。

次に、新規常用従業員の要件の見直しについては、今回の条例改正で、南河田工業団地で操業する企業が土地や建物の引渡しを受けたときから操業開始の日を経て6か月間経過した日までに常用従業員として雇用された市民であるとされておりますが、この6か月の期間を延長する要件の見直しの理由をお聞かせください。以上です。よろしく願いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず1点目の内容と趣旨ですけれども、指定区域内で賃貸型物流倉庫を賃借して事業所を開設し、操業する企業が市内在住者である新規常用従業員を一定期間継続して雇用した場合に、建物賃借型雇用促進奨励金として従業員1人当たり15万円を企業へ交付するものです。交付を受けた企業には、市民の働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらい、市民の雇用の維持を進めてもらいたいと考えております。

次に、要件を見直す理由ですけれども、既に南河田工業団地で操業を始めた企業は、当初に想定していた従業員数の数を操業日までにそろえることができていないという事実が分かりました。今回の改正で、新たに市民を雇い入れる企業に対し、市民生活に最も重要な雇用の維持を一層支援していくために建物賃借型雇用促進奨励措置を講じるものですので、企業には雇用計画に沿った形で従業員となる市民を十分に集めてもらった上で、市民の働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらいたいと考えております。

他の自治体の条例を調べてみたところ、新規常用従業員の要件として操業日を1年経過した日までに雇用された者とするケースも見受けられたことから、このことを踏まえ、企業が設ける従業員の試用期間を参考にして、新規常用従業員の適用要件を、操業日を6月経過した日までに見直すことにしたものです。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

今回、新しく規定を整備する建物賃借型雇用促進奨励金は、今後テナント企業に従事する市民の働く環境を整えることや人材育成のために企業に活用してもらおう趣旨で交付する奨励金であるということが理解できましたが、では現在、南河田工業団地にテナント企業はどのくらいあるのか、またテナント企業が今後どのくらいの雇用に新しく生むことを見込んでいるのか、把握できている範囲でお答えください。以上よろしく願いいたします。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

現在、南河田工業団地では2つの賃貸型物流倉庫が完成しており、テナント企業が1件入居をしております。賃貸型物流倉庫を建てる目的で工業団地へ立地した企業に対してヒアリングを行い、合計で10社程度のテナント企業が今後入居すると聞いております。

また、テナント企業が生む雇用につきましては、同様の聞き取り結果からも全体で500人を超える程度の雇用が生まれるものと見込んでおります。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正についてお伺いをいたします。

まず事前の通告として、なぜこの時期に改正かということで通告を出させていただきました。これについては、先ほどから答弁があって、賃貸の物流の充実という答弁があったわけなんですけれども、この従業員不足というお話で今回の条例を改正するということなんです、この建物を建てた業者がこういった仕組みがないからテナントが集まらないと言っているのか、テナントに入りたけれども、職員不足だから入れないと言っているのか、その辺はどのようにこの事実を把握されたのかお伺いをしたいと思います。

それから、あとこの改正による影響額というのは、どのように見込んでいらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから、次にこの南河田の企業団地は最終的に事業としての収益全体のことを考えていかなければならないので、少し全体のことをお伺いしたいと思います。今までの支出全て、どのような支出があったのか、計画づくりから環境整備からいろいろあったと思います。この中で、前、河合議員のほうからも委員会とか決算審議の中の答弁・質問等をピックアップして今日に臨んだわけなんですけれども、2億円を超える負担を市がしてきているということで、どんなものを負担してきているのかお伺いをしたいと思います。

それから、市としてのこの南河田の企業団地において、軽減措置の総金額は全体で幾らぐらいになるのかお聞かせください。

それから、軽減期間のこの企業誘致による収支の増額は幾らになるのか、この軽減措置期間が終わった後、どれぐらいの収入になるのか、それから調整池とか、いろいろ整備してきておりますので、この企業団地に対して維持管理費は年間どれぐらいかかってくるのか、定期的に大きな投資が必要なものがあれば、それはどういったものがあるのかお聞かせをいただきたい

と思います。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

すみません、2点目の改正による影響額のほうから御答弁をさせていただきます。

今回の条例改正は、操業するテナント企業を建物賃借型雇用促進奨励措置の対象とするものです。今後、南河田工業団地での企業への奨励金の交付は、令和5年度から令和9年度までの5年間になると想定しております。企業が今後雇用する従業員のうち、市民の占める割合にはある程度幅が生じることが予想されます。このため、明確な試算は申し上げにくいのですが、企業が新たに雇用する従業員の人数を全体で500人と想定し、このうちの2割を市民が占めると仮定して、1人当たり15万円を乗じると、受けられる交付金は2年で3,000万円となります。各年度の金額には幅が出ることも織り込みますと、1年当たりの支出は大体500万程度になると見込んでおります。

次に、南河田工業団地に関連した事業に係る平成26年度から令和元年度までの支出の総額は約2億5,000万円です。個別の金額につきましては、周辺水路等の整備に係る工事費が約1億7,000万円、地区計画の策定や土壌・埋設物調査に係る委託料が約6,500万円、車両数等を把握するために行ったモニタリングに係る委託料が約500万円です。

次に、市としての軽減措置の総額は、現行条例に規定する立地促進奨励金、雇用促進奨励金とも奨励金の交付実績はございません。なお、固定資産税相当額を交付する立地促進奨励金については、現地で自ら操業しない企業は交付を受けられません。また、交付の対象となり得る企業についても、建物を竣工しない時期は実際に税額を評価できないため、交付金の金額を算出することができません。今後、建物賃借型雇用促進奨励金の交付を受ける全ての企業を合わせた支出は、全体で3,000万円程度となり、企業にとってはこの3,000万円と同等の軽減措置を受けた効果が現れるものと考えております。

次に、軽減時の収入増の金額と軽減措置後の収入増の金額ですけれども、令和3年1月1日現在、土地は4法人、建物は2法人が所有しており、令和3年度の固定資産税は約1億3,000万円となります。なお、この1億3,000万円に加えて、今後1法人の土地、3法人の建物、テナント企業を含む10法人の償却資産に係る固定資産税収入が見込まれます。また、建物賃借型雇用促進奨励金は合計で3,000万円程度、1年当たり500万円程度の支出を見込んでおります。

次に、市の維持管理費につきましては、公共緑地内の草刈り費用として年間120万円程度を支出しております。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

最初の質問にお答えします。

従業員不足ということで改正するのかということと、建物を建てた企業が奨励措置に該当しないからこの議案を整備するのかということとでございますが、当市といたしましては、これから雇用される見込みが、このテナント企業が雇用の創出を生むということを現状として把握しております。そういった現状の状態、それから状況から雇い入れた大勢の市民の働きやすい環境を整えること、それから人材育成交付金を充てることで雇用される市民の将来にわたる雇用

の維持に大きく作用することであるというふうに効果があると考えております。市民一人一人のために、一人でも多くの雇用を生むテナント企業ということでございますので、そちらの一助になるためにこの奨励措置を整備するものでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

吉川議員、最初の質問は通告に出ておりませんので、本来答弁しませんけど、今……。

○6番（吉川三津子君）

これ答弁があったやつ。ほかの方に答弁があったので。

○議長（島田 浩君）

その内容を変えて質問されてみえますので、本来は認めません。今、答弁されましたけど、再質問ですね。

○6番（吉川三津子君）

これは内容を変えたつもりは全くございませんので、その趣旨で質問しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、あとなぜこの時期に改正かということで、誰から働きかけがあったかという意味で聞いておりますので、全く趣旨は変わっていません。

議長、引き続き、私これをきちんと再質問で質問することで取ってありますので、お聞きしたいと思います。

この時期になぜ改正かということで、そこの建物を建てた方からの要望なのかどうなのかということで多分御答弁をいただくことになっていたと思うんです。それでお聞きしたんですね。今ですと、建てられた方からの要望でこのまま何らかの支援がないとなかなかテナントが入らないということでの御要望があって、このような条例改正になったという判断をしていいのか、その点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと……。

○議長（島田 浩君）

吉川議員、もうさっきので2回目の再質問ということになりますので、ごめんなさい、再質問の答弁はできません。それで終わりです、ごめんなさい。

次に行きますので、お座りください。

再質問は終わっております。

○6番（吉川三津子君）

ちょっと待ってよ。

○議長（島田 浩君）

最初に通告のない質問をされましたので、それを再質問ということにさせていただきます。

○6番（吉川三津子君）

ちょっと申し訳ないけど、じゃあそのときになぜ議長は止めてくださらないんですか。

○議長（島田 浩君）

申し訳ないです。駄目です。

次に行きます。

○6番（吉川三津子君）

ちょっと、動議です。

議長、議会の進行についてちょっと動議です、それは。

○議長（島田 浩君）

何ですか、通告に載っている質問を再質問でできますか。

○6番（吉川三津子君）

ですから、1個目のところはほかの方が質問があったのでいたしました。

○議長（島田 浩君）

内容を変えています。

○6番（吉川三津子君）

2個目、3個目については通告をちゃんとしている内容ですので、それについても再質問を認めないということはありません。

〔発言する者あり〕

○議長（島田 浩君）

じゃあ、2個目、3個目。

○6番（吉川三津子君）

それまで阻止されたんでは、おかしいと思いますので、よろしくお願ひします。

2個目について、それでは質問をさせていただきたいと思います。

改正の影響ということで、500人等々、1年間に500万円を支給するということではありますが、雇用支援というところで、これがどのように使われるかについてチェック等はされていくのか。一般的にこういったものを支給した場合、企業の利益等に回って従業員に反映されないことが多いわけなんですけれども、その辺についての対処の仕方についてお伺いをしたいと思います。

あとは、委員会のほうでいろいろ詳細についてお伺いをしたいと思いますので、以上です。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から1つだけ御答弁させていただきます。

最初の要望の、今回の改正に至った件でございますけれども、この件につきましてはどこから要望があったわけではなく、現行の制度ですと、現状の南河田工業団地をはじめ、様々な企業の進出状況を見て現行制度ではなかなか取扱いが厳しいということで、市の判断で今回全部改正に至ったということでございます。以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

再質問のほうですが、それでは年間500万円の雇用支援をどのように使うのかということでございますが、先ほど一度お答えをしたんですが、働く市民の方の環境整備、それから研修等、そういったものに奨励の支援を使っていたらいいということと、それからどのようなチェックをするのかということでございますが、交付申請時にどのような使用で使うのかという事業計画を提出していただきます。まずそれで確認をして、この雇用促進奨励の目的は1年間雇用

した、もしくは1年雇用した方が継続してさらに1年ということですので、その雇用した事実をこちらが確認をさせていただいて奨励をするものです。ですので、その奨励金については、企業が我々の目的に沿った働きやすい環境を整えていただくということのために使っていただくということでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第21号の愛西市企業立地促進条例の全部改正について質問をさせていただきます。

多くの議員が質問をされましたが、さきの議員と質問が重複した金額に関する質問のほうは割愛させていただきます。

質問ですが、企業にとって大きなメリットとなる雇用促進奨励金は、市民のために本当に使われるのかをお伺いいたします。

また、条例の全部改正を進められておられますが、この条例改正で市民にメリットはあるのかお伺いいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず、市民のために本当に使われるのかということですが、企業は建物賃借型雇用促進奨励金の交付申請をするためには、工業団地の操業後の一定期間、市民を雇用した実績が必要となります。こうした実績を備えた企業には、奨励金が市民の雇用維持を図るために制度化されていることを十分に理解いただけるものと考えております。なお、企業からの交付申請時には、市民の雇用環境整備のため、どのような経費を支弁する予定なのかを記載してもらうことにしております。

次に、条例改正で市民にはメリットがあるのかということですが、建物賃借型雇用促進奨励措置を新たに導入することは、奨励金の交付を受けた企業に働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらうことで、将来にわたる雇用の維持に大きく作用すると考えております。安定した雇用の維持が進めば、地域経済が活性化、行く行くは市政の発展や市民サービスの充実につながっていくことにもなり、このことが市民一人一人の豊かで安心できる暮らしに寄与していくものと考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

それでは次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について質問いたします。

企業立地等については、様々なことで全てが反対というわけではないですが、今回企業立地促進条例をさらに拡大するということがありますので、今までのお伺いしたことも含めて、より分かりやすくお答えをいただきたいと思っております。

まず1点目、契約完了の5区画については契約完了ということでしたので、企業名と業種についてお伺いします。

続いて、条例についてお伺いします。

全体改正を必要とした理由について、現行ではできないという等々ありましたが、ほかにも改正された内容がありますので、今まで出ている以外に改正を必要とした理由についても教えてください。

続いて、本文第1条の指定区域はどこかという指定区域についてお伺いしますが、どのように決定されるのかお伺いします。決定は南河田だということは今答弁でありましたが、それはどのような形で決定がされるのか教えてください。

続いて、条例の第4条1項(1)事業所を新設するということについては、具体的にはどのようなことをいうのか教えてください。

また、2項の企業立地促進については、5区画の契約企業の事業所で対象となる企業についてはどこか教えてください。

また、第5条1項の条件に当てはまるものについて、契約企業の事業所はどこか教えてください。

続いて、第6条の1、賃借型雇用促進奨励金についてですが、この条例に合う契約企業、また事業所を開設するテナント企業について、分かる範囲で教えてください。

続いて、新規常用従業員を雇い入れる起算日を増やしたことについて私も質問しておりましたが、石崎議員の内容で確認を取れましたので、割愛をします。6か月間余裕がないとなかなか集まらないというお話もありましたので、それはそういうことになります。

また、続いて雇用促進奨励金の額について15万円を支払うわけですが、15万円市税のところから単独でそれを支払いするわけですが、大体常用従業員について幾らぐらいの給与収入のある人が15万円という市の奨励金の金額に見合う金額なのか、その相当金額をお伺いします。

続いて、第8条について、条件の変更を行った理由について、10年から5年への変更が行われておりますので、第8条について、なぜ10年から5年に変更したのか教えてください。

続いて、第11条について、返還を命令することができる規定になっておりますけれども、するかしないかということについての判断基準があるのであれば教えてください。また、返還を命ずるこの金額については債権となりますが、公債権なのか、私債権なのかお伺いをします。また、返還を命ずることができる規定の中の条件として、市税を滞納したときということとありますが、市税を滞納したときに即刻返還を命ずるのか、どういった対応をしていくことを考えている条文なのか教えてください。

条例について、最後ですが、各種奨励金をもし受けなかった契約企業については、いつでも縮小や休止・廃止・譲渡を行うことができるのか。受けたことに対するものについては返還を命ずるということはありませんが、受けなかった企業については特に明確な規定はありませんので、そのことについて確認します。

続いて、財政の問題であります。

財政の問題について、今若干お話もありましたが、再度お伺いします。

5区画の契約企業の固定資産税については、見込みを含み教えてください。土地の固定資産

税について、またそれは賦課日がいつぐらいなのか。また、建物の固定資産税について、それがいつからの賦課になるのか。また、償却資産の固定資産税について、賦課日がいつになるのか、そのことについては質問通告しておりますので、見込みを含めて詳細をお答えください。

そして、市民税の増収の見込みについてですが、個人の人が新たに雇い入れられるということもありますので、個人分。また、法人分については幾つもの法人がそこで操業するわけですが、法人分についてはどのぐらいの市税の増を見込んでいるのか教えてください。

そこまでは増収についてお伺いしましたが、市税の増収によって市民税や固定資産税の増収がされるわけですが、市民税や固定資産税が増収することによって地方交付税が減額することになります。この地方交付税が減額する金額については、およそ幾らになるのか教えてください。

増収と含めて減額とされた地方交付税が減額をされますので、その差引きした分が自主財源となるというのがこの自治体行政の財政の仕組みであります。特に財政力指数が1を切っている企業は、残る部分の自主財源となる金額が少なくなるというところがありますので、自主財源となる金額をお伺いします。

続いて、収入については今のお話ですが、今度支出についてですが、南河田工業団地の造成に係る費用の総額については2億5,000万円ほどでありますという話は吉川さんの質問で分かりましたので、それは飛ばします。ただ、企業立地促進奨励金の見込みは今のところないということでしたので、今のところはないですが、今後算出はされるのかお伺いします。また、雇用促進奨励金の見込み金額についてもなしということでおっしゃられましたが、今後あるのか教えてください。

続いて、建物賃借型雇用促進奨励金の見込み金額について、3,000万円ぐらいになるよというお話もありましたので、それは説明がありましたので、分かりましたので、以上、ちょっと長くなってたくさんになりましたが、質問通告しておりますので、それぞれお答えいただきますでしょうか、お願いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず1点目の5区画の企業名と業種はということですがけれども、不動産賃貸業・管理業として株式会社ロンコ・ジャパン、E S R株式会社、アロナ特定目的会社、特定目的会社L C J愛西Ⅱが賃貸型物流倉庫を建設する目的で土地を購入しております。残りの1社は、製造業として土地を購入しておりますが、企業側の御意向により、この場で社名を申し上げることは差し控えさせていただきます。

2点目ですがけれども、改正した内容ということではよろしかったでしょうか。

改正の内容ですがけれども、まず建物賃借型雇用促進奨励金の新設ということと、新規常用従業員の要件の見直し、あと適用申請手続の廃止、その他規定による整備ということでございます。

3点目に、指定区域の件ですがけれども、現在のところ、市内で南河田工業団地のみとなっております。条例では、土地計画法第7条に規定する市街化調整区域内で同法第12条の4、第1

号に規定する地区計画に定められた区域を指定区域とする旨、定義しております。

続きまして、事業所を新設することの具体例ということですが、条例第2条では企業が指定区域内で事業の用に供するための施設及びこれに附帯する関連施設を新たに建築することが事業所の新設であると定義をしております。現在、工事を終えている株式会社ロンコ・ジャパンとESR株式会社は、条例第2条に定義する製造業、もしくは物流業を営む企業には当たりません。したがって、現時点では条例上の事業所の新設に該当する事例ではなく、立地促進奨励金の交付を受けられる事業所はございません。

次に、条例第5条に規定する雇用促進奨励金の交付を受けられる企業は、立地促進奨励金の交付を受けている企業であることが前提となるため、雇用促進奨励金の交付を受けられる企業はございません。

次に、条例第6条に規定する建物賃借型雇用促進奨励金は、テナント企業が倉庫を借りた日から操業日を6月経過した日までの間に、新たに常用従業員とした者を1年間継続して雇用することを要件に交付されるものです。現在、事業所を開設しているテナント企業は1社のみであり、この企業は第6条第1項の建物賃借型雇用促進奨励金の交付要件のうち、新規常用従業員の継続雇用の要件を満たしておりませんので、交付を受けられる企業ではございません。

続きまして、常用従業員の給与収入相当金額とのことですが、雇用促進奨励金の趣旨は自社で働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらうことで雇用の維持の一助にいただくことであり、従業員の給与収入に配慮した制度ではございません。

次に、第8条の条件の変更を行った理由ですが、現行条例に定める奨励措置の取消し期間に合わせる形で、届出期間についても5年間とするものでございます。

次に、第11条の判断基準はとのことですが、企業が第11条各号のいずれかの行為をしたときは経緯や事情を調査し、悪意であったり、また善意であっても企業に重大な過失があったと認められたときは、奨励金の返還を求めることとなります。この場合、交付金の返還請求権は分類の上では私債権になるものと考えております。また、企業が市税を滞納したときの対応については、地方税法に従った事務手続によって対応していきたいと思っております。

次に、奨励金を受けなかった契約企業は、いつでも縮小・休止・廃止・譲渡を行うことができるのかとのことですが、企業はそれぞれの展望や目標を事業計画に上げ立地しておりますので、事業を廃止・縮小等する必要が生じた場合にはやむを得ないのではないかと考えております。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、まず固定資産税の関係について御答弁させていただきます。

5区画の契約企業の固定資産税についてでございますが、南河田工業団地は令和3年1月1日現在、土地につきましては5区画のうち4区画を4法人が所有しており、税額は約1,500万円、また家屋につきましては2法人が所有しており、税額は約8,500万円、償却資産につきましては2法人より申告があり、税額は約3,000万円でございます。なお、今後の見込みにつきましては、土地が残り1法人、家屋が残り3法人で、土地は約160万円を見込んでおりますが、

家屋に係る税額は実際に評価しておらず、また償却資産も申告による課税であることから現時点では算出できません。

続きまして、市民税の増収の個人分、法人分の関係でございますが、市民税の個人分につきましては、雇用される愛西市民の個人の所得金額等により税額を算出することから、現時点では算出できません。また、市民税の法人分についても、法人の収益や規模等により税額を算出することから、同様に現時点では見込むことはできません。

続きまして、市税の増収に係る交付税の減額の金額でございますが、こちらは市税の増収の約75%が減額する見込みでございます。また、自主財源として扱う金額につきましては、税の増収分に対して約25%でございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

次に、立地促進奨励金の見込み金額ですけれども、奨励金の交付対象となり得る企業が竣工しておらず、現時点では算出のほうはできません。

次に、雇用促進奨励金の交付を見込んでいるのは、これから建物を竣工させる1社の製造業の企業に限られますが、現時点では新規雇用従業員を何人雇うことになるのか分かっておりませんので、現時点では算出のほうはできません。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、2回目の質問をします。

まず、本文第1条の指定区域はどこかということで、南河田ということで、地区計画をつくってということでありましたが、地区計画はどのように決定をされるのか再度質問をいたします。

また、第4条と第5条については該当する事業所がないということでしたが、物流企業の4社についてはないということで、製造企業についてはある可能性があるということでもいいのか確認です。

また、第6条1項については、今1社のみあるけれども、その1社は当たらないというお話もありましたが、もう一度その説明、当たらない理由についてお伺いをします。

続いて、財政措置についてですが、それぞれの4区画契約をしているということと、建物は2事業所、償却資産2事業所ということになります。見込みはないということですが、それこそ大体分かればお伺いをします。

市民税の増収については見込みがないということは致し方ないかなというふうには思いますが、この市民税の増収によって交付税が減額する金額は75%が減額をすると、今分かる範囲で構いませんが、75%は幾らぐらいになるのか教えてください。また、自主財源となる金額は25%分だということですので、今明確になっているところでいいので、この自主財源になる金額25%を教えてください。

今の現状で、立地促進奨励金の見込みをするのは製造業が1社あるということですので、そこは自らの建てた事業所によって操業するということであるかなと思いますけれども、今のところは算出できないということは分かりました。雇用促進奨励金の見込みについては、その製

造業の1社になるであろうということです。今、倉庫業を行っている4社については、雇用促進奨励金の対象にはならないということが分かりました。

また、建物賃借型雇用促進奨励金の見込みについては、3,000万円ということで聞きましたけれども、これについては先ほど1社あるけれども、ならないというお話もありましたので、具体的にどういう金額が、見込まれる金額について、もう一度どうなれば見込まれる、どういふふうになるといいのかということについてお伺いをします。

そして、自主財源の金額というのは大体分かるころではありますが、その金額を財源とするなら、各種奨励金の合計額や既に使った金額の合計額については、大体何年で回収できるのか、確定した金額で構いませんので、何年で回収できるのかを既に検討されているというふうに考えますけれども、これは何年で回収できるかということについて確認をします。以上です。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

地区計画はまずどのように決定していくのかということですが、地区計画は市で都市計画決定をしていきますので、その内容と場所を決定していくところがこの条例でいう指定区域というふうになります。

それから、第4条、第5条の事業を新設することの1社という御質問かと思いますが、第4条では事業所を新設するという定めになっております。その事業所を新設するというのは、条例第2条では、企業が指定区域内で施設及びこれに附帯する関連施設を新たに建設することが事業所の新設であると定義しております。

第6条の1社のみ、ほかは当たらないその理由でございますが、こちらにつきましては、現行の条例では建物を自ら建設して、自ら操業した場合は立地促進奨励金の制度と雇用促進奨励金の制度が該当しておりますが、残りの4区画は、建物は建てておるんですけど、建物自体を賃貸、貸すという形ですので、現行の条例の立地促進も雇用促進も該当しないという意味での6条1社のみということでございます。

最後、3,000万ということですが、この試算でございますが、テナント企業の雇用が大体500人ほどと見込んでおります。そのうちの約2割と仮定しまして、100人が市内の在住者ということで考えますと、1年間につき100人ですと15万円ですので1,500万、その方がもう一年継続して雇用した場合さらに1,500万ということで3,000万円ということになります。これはあくまでも仮定の話でございますが、3,000万をこれからテナント企業が進出して令和5年度相当から奨励金の対象になってくるかと思えます。そこから約5年、6年というふうにならしていきますと、1年間約600万から500万掛ける5年の約3,000万というのが見込みの根拠になります。

あと、何年で回収ということですが、南河田工業団地の造成及びその他もろもろの手続で2億5,000万支出しているということで、現状、令和3年1月1日時点の建物、それから償却等で1億3,000万円ほど納税の見込みがあるということでございますので、これからさらに残りの区画の建物の償却資産等が建設されていくということも踏まえまして、約2年から3年ほどで2億5,000万は回収されるものと見込んでおります。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうから、先ほどの固定資産の関係でございますが、今後の見込みについては見込みとしては持ち合わせておりません。また、法人、個人分についての増収分についても、申し訳ございませんが、見込みとしては持ち合わせておりません。

その後の交付税の関係でございますが、具体的な額ということでございますけれども、仮に先ほどの固定資産税の影響見込額の1億3,000万で試算をいたしますと、約9,750万円ということになります。また、自主財源については、同じような試算でお答えをいたしますが、約3,250万円ということになります。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について質問をさせていただきますが、たくさん質問が出ているので、ちょっと重なる部分もありますが、通告どおり質問させていただきます。

この改正によって対象となる事業数をまず教えてください。

それから、上限額が1,200万円となっておりますが、その理由をお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず、対象となる事業者数ですけれども、今回の条例改正によって建物賃借型雇用促進奨励措置の適用対象となる企業の見込み数は10社程度になると想定しております。

次に、上限1,200万円にした理由ですけれども、県内自治体を調査した結果、1人当たりの年交付額は15万円から30万円とする自治体が多く、年上限額については一宮市や稲沢市等で1,500万円としていることが分かりました。本市は、現行の条例において雇用の維持を図るため、1人当たりの年交付額を15万円とし、年上限額を1,200万円とすることにしました。今回の条例改正においても、これらの金額を踏襲することといたしました。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

それで、今お話しありました県内自治体を調査した結果、1人当たりの年交付額が15万円から30万円とする自治体が多い中、愛西市は15万円にした根拠はどうか教えてください。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

15万円にした根拠ということでございますが、これは平成27年に制定した現行条例をこの金額をそのまま踏襲したものでございます。先ほども部長が答弁しましたが、近隣の県内の自治体の企業立地促進の趣旨の条例を調査した結果、15万円から30万円とする自治体が多いところから、本市は15万円というふうに現行の条例に決めさせていただき、今回の建物のほうも15万円、雇用促進のほうもそのままの現行の15万円ということにさせていただいております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第21号：愛西市企業立地促進条例の全部改正について質問させていただきます。

まず、皆さん質問されましたが、またいろんなことがあるか分かりませんので、全部通告どおり質問させていただきます。

まず、この条例改正はなぜ必要だったのかお尋ねいたします。

次に、南河田工業団地が完売したことにより、税収の面で今後市には毎年どれほどの効果があるかお尋ねいたします。市は、これまで南河田工業団地関連で、トータルでどのぐらいの経費を支出されたかお尋ねいたします。市は、これまで工業団地関連で支出した経費は、今後どのぐらいの期間で回収できると見込んでいるかお尋ねいたします。以上、御回答をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず1点目のなぜ必要かということですが、現行の条例では賃貸型物流倉庫を建てる企業や賃貸型物流倉庫に入居して操業する企業は、雇用促進奨励金の交付対象にはなりません。現在、企業による雇用者数の減少が社会的な懸念となっている中で、今後南河田工業団地においては、市民がテナント企業に雇用されることが大いに期待されます。このことから、本市は市民のための施策として、新たに市民を雇い入れる企業に対し、雇用の維持を一層支援していく必要があると考え、建物賃借型雇用促進奨励措置を講じることとしたものです。奨励金の交付を受けた企業には、自社で働く市民の働きやすい環境を整えることや人材育成などに交付金を充ててもらうことで、雇用の維持の一助にさせていただきたいと考えております。安定した市民生活の実現に欠かせない雇用の維持が進めば、地域経済が活性化し、市政の発展や市民サービスの充実にもつながっていくものと考え、条例改正の審議をお願いするものでございます。

続きまして、これまで工業団地で支出してきた累計の額は2億5,000万円でございます。

続きまして、市がこれまで工業団地関連で支出した経費と、今後どのぐらいで回収できるかということですが、工業団地内に土地、建物、償却資産を保有する企業からは今年度に総額で約1億3,000万円の固定資産税が納められる見込みです。今後、順次、工業団地に立地する企業からは1法人の土地、3法人の家屋、テナント企業を含む10企業の償却資産に係る固定資産税の納付も見込んでおり、令和5年度にはこれまでに支出した経費の総額を上回るものと見込んでおります。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、税収面の関係について御答弁させていただきます。

税収面では、市への効果についてですが、令和3年1月1日現在、土地は4法人、家屋は2法人が所有しており、令和3年度に係る固定資産税は約1億3,000万円となっております。今後の税収面の効果につきましては、土地は残り1法人、家屋は残り3法人で、土地につきまし

ては約160万円ほどを見込んでおりますが、家屋に係る税額は実際に評価をしておらず、また償却資産につきましても申告による課税であることから、現時点では算出できない状況でございます。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

5年間かかるということで確認させていただきました。

次に、再質問させていただきます。

今後、南河田工業団地では多くの雇用が生まれるとのことですが、雇用促進奨励金制度によって本当に市民の雇用が増えるのか御答弁をお願いいたします。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

市民の雇用が増えるのかという御質問でございますが、企業は採用応募者に対しては、基本的には本人の適正と能力を基準にして公正に従業員を採用すると考えます。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスに求められるテレワーク環境の整備や、従業員の定着率を上げるための適切な人材育成、企業に求められる雇用対策は多く、そのような中で市内在住者を優先して採用していただく建物賃借型雇用促進奨励金の交付を受けたいとする企業は少なくはないと考えております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

**○18番（河合克平君）**

1つすみません、質疑のことで、部署によって回答が違っていたので、どちらが正しいのか聞きたいんですけど、駄目ですか。

産業建設部は令和2年の2年、財政課は3,250万円が残るので8年ですね。どちらが正しいのか回答を教えてください。

[発言する者あり]

**○議長（島田 浩君）**

河合議員、ごめん、もう少し質問内容を詳しく。準備しますので、質問内容を。

**○18番（河合克平君）**

担当課からは2年、令和5年までということでしたが、財政課からは自主財源となる金額25%、3,250万という話もありましたので、それを2億5,000万で割り返すと8年ということになりますので、どちらが正しいのか。

**○市長（日永貴章君）**

今の河合議員の質問でございますが、今河合議員が言われたのは、財政課は交付税の関係を言われたので、交付税を減額されれば市としては今の金額、企業誘致としては、今までかかった分と企業の固定資産とか全て見るとこれだけということの答弁でございますので、違う答弁

ではなく質問の趣旨が違いますので、答弁が変わってくるというふうに我々は理解をして答弁をさせていただいております。以上です。

○18番（河合克平君）

私は、自主財源となる金額を財源としてということで聞いているので、それで教えてくださいということをお願いまでなので、自主財源の金額となる金額でということで質問はしましたので、見てもらえればいいですけど、内容についてお願いをします。

〔発言する者あり〕

○議長（島田 浩君）

ちょっと皆さん、静粛にしてください。

もう一度。

○18番（河合克平君）

質問は、自主財源となる金額を財源とするならばという質問をしましたので、そういう内容で答えてほしいという質問をしましたので、答えが2つあるという話をしましたので、お願いをします。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの自主財源の件のこちらの答弁といたしましては、固定資産税に係る交付税での影響額という形で御答弁させていただいておりますので、産業建設部とのそれぞれの関係でそれぞれが答弁させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開を、ちょっと中途半端ですけど、1時5分といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第22号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第22号：愛西市税条例の一部改正について質問をいたします。

今回の改正の中で、いわゆる扶養親族について年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族を限

定されていますけれども、これを限定することで今までと具体的に対象とか額がどういうふうになるのかについてお尋ねしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

扶養所得の関係でございます。

今回の改正につきましては、令和2年度税制改正の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを受けまして、個人の市民税の非課税限度額、所得金額算出の際の扶養親族についても同様の取扱いとするものでございます。対象につきましては、特にこちらにつきましては把握はしておりません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

対象は把握されていないということですが、今の説明で国外居住の親族に関して統一するということですが、もし、この変更によって税額に対する変更とかというのが出てくるのかどうかについてお尋ねします。

○総務部長（近藤幸敏君）

税額の関係につきましては、非課税限度額の計算においては所得と扶養している人数によるものでございますので、当然変わってくるケースもあるかと考えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第22号：愛西市税条例の一部改正について、1点だけ御質問させていただきます。

今回の議案の資料の2に、一応第3の改正内容の(2)に説明があるんですが、そこに医療費控除の特例についてということで、どんなようなものが医療費控除に当たるのか、その御説明をお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

医療費控除の特例の御説明でございますが、医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化をして手続の簡素化を行った上で適用期限を5年延長するものでございます。以上でございます。

○14番（山岡幹雄君）

その今御回答ございましたセルフメディケーションという内容でございますが、その医薬品は何種類ぐらいあるんですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

ちょっと種類については、数は申し訳ございません、把握しておりませんが、いわゆる一定の医薬品、OTC医薬品というものでございまして、要指導医薬品及び一般用医薬品のうちということで、医師の処方箋がなくとも薬局等で購入できる医薬品などが対象になってくるということで、一定の要件があるということでございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第23号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第23号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第23号：母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてお尋ねします。

第2条の3項の規定が加わることで、所得の範囲や額の計算方法というのは具体的にどう変わるのかについて説明をお願いします。

また、第4条の2項の医療に要する費用の額について、これまでの健康保険法の療養に要する費用額というのが診療報酬に変わることになっていますが、なぜそうなったのかということ、具体的にどういうふうにも影響があるのかについて説明をお願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の第2条第3項の規定の関係でございますが、母子・父子家庭医療の所得の範囲及びその計算方法を変更せず、従前どおりの計算とする改正でございます。

2点目でございますが、この2点目につきましては、第4条第2項の改正については、今回の児童扶養手当法施行令の改正によるものではなく字句の改正であり、算定方法を変更するものではございません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

確認ですが、4条2項のことについては、基本的に今までと変わらない、同じということでしょうか。

○保険福祉部長（小林徹男君）

そのとおりでございます。

○議長（島田 浩君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第23号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について質問いたします。

まず最初に、この支給条例の対象となる世帯数はどのくらいかお伺いいたします。

次に、条例の一部改正の改正の仕方ですが、条例の付則で公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用するとありますが、なぜ3月なのか、その理由をお伺いいたします。

次に、この事業の実施主体と補助率についてお伺いします。また、どのように執行するのか、また対象者への執行率は100%なのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の世帯数でございますが、令和3年5月31日現在で381世帯でございます。

2点目の3月1日から適用の理由でございますが、児童扶養手当法施行令の施行が令和3年3月1日のためでございます。

3点目の事業主体と補助率でございますが、事業主体は市で、県の補助率が2分の1でございます。

4点目、どのように執行するのかということでございますが、原則本人の申請により、母子・父子家庭医療証の交付をするとともに、子育て支援課と情報を連携して該当する世帯には周知をしております。そのため、対象者の申請に対しては100%となっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

1回目の質問は、佐藤議員が言われたもので、今回の改正による対象世帯数はということで、2回目に質問をさせていただきます。よろしいですか。

○議長（島田 浩君）

2回目……。

○14番（山岡幹雄君）

通告でお渡ししてあるものですから、それで佐藤議員が今言われたもので、2回目の質問に入ってよろしいですかということで、議長にお尋ねしました。よろしいですか。

○議長（島田 浩君）

どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

381世帯ということで御報告がございましたが、母子・父子の内訳はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

申し訳ございませんが、母子・父子の内訳までは把握しておりません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第25号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第7・議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問します。

1点だけお伺いします。

予算書11ページ、12ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、官学連携事業ですが、初めにこの官学の進め方について、ある程度市側のほうから幾つかのテーマを提示するのか、あるいは学校側から幾つかのテーマの提示があって市側が選ぶのか、どちらが主導になるのかお伺いすると、最終的に事業化するまでの手順もお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

官学連携の進め方につきましては、学校により様々ではございますが、清林館高等学校と進める愛西市活性化プロジェクトでは、市が抱える地域課題のテーマを幾つか提示して、その中から学校側で選定していただいております。事業化の手続につきましては、課題や提案の内容によって様々ではございますが、提案により内容を深めるものもあれば、有効性、費用的な面も含め、内部でさらに実施に向けた検討を進め、次年度以降の予算要求につなげるものもございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

少し具体的なことをお聞きするんですが、清林館高等学校と連携してSDGsの取組を推進するためのチラシは何枚ほど作成するのかお伺いします。また、啓発ポスターは何枚ほど制作し、このポスターを掲示する際には先生と市職員で連携して行うのかお伺いします。

また、愛西工科高等学校によるアルコール噴霧スタンドなどの新型コロナウイルス感染症対策用品ということで、何をどのくらい作製するのかお伺いします。それと、これも設置するときは生徒と市の職員の方で行うのかお伺いします。

○経営企画課長（堀田 毅君）

御質問ですが、チラシについては2万5,000枚、ポスターについては100枚を予定しております。掲示につきましては、市から各施設へお願いする形になるかと思っております。

また、感染症対策用品につきましては、現在学校側と調整を進めているところでございます。設置については公共施設に市からお渡しし、必要な場所に設置をしていただくことで考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてお伺いをいたします。

ページ数、12ページの総務費、総務管理費、交通安全推進費、自転車乗車用ヘルメット着用推進事業費についてお伺いをいたします。

この事業について、どのように周知していくのか、申請等はどうしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

同じく12ページ、民生費、児童福祉費、児童館費、外壁調査委託料についてお伺いをいたします。

こちらについては、永和児童館の外壁との説明がありました。こちらについて、愛西市内で一番古い児童館になるわけですが、雨漏り等の問題もありますが、外壁だけの調査なのか。その他もろもろほかにも調査をされるならば教えていただきたいと思います。

それから12ページ、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の修繕料についてお伺いをいたします。

こちらについては、総合斎苑のバグフィルターの取替えというお話がありました。今ろ布数は何本なのか。これを全部取り替える予定なのかお伺いをいたします。この契約については、入札か随契か、契約の方法についてお伺いをいたします。

それからあと、契約後の保証期間、保証内容等についてお伺いをいたします。

それから、このバグフィルターの飛灰、大変有害物質なわけですが、現在どのように処理をしているのかお伺いをしたいと思います。

14ページ、農業水産費、農業費、農業施設管理費、旧農村環境改善センターについてお伺いをいたします。

こちらの施設も古い施設かと思いますが、今までのアスベスト調査の経緯と、それから解体時における事前の直前のアスベスト調査の予定についてお伺いをしたいと思います。

それから、14ページの土木費、都市計画費、都市計画総務費、工業系地区計画策定委託料についてお伺いをいたします。

津島市と愛西市では企業団地の進め方が大きく違います。津島市においては、農振の除外とか農転とかいろんな手続の権限を所有し、地区のみを決めて市からいろんな税投入というか資金投入をせずに企業団地を進めています。この津島方式の企業誘致方法と比較して、この愛西市はどのように評価しているのか。また、北河田、南河田と同じように進めるならば、津島方式とどう違って愛西市が有利と判断しているのかお伺いをしたいと思います。

それから、14ページの土木費、都市計画費、都市計画総務費、藤浪駅前広場についてお伺いをしたいと思います。

この事業内容はどんなものなのか。この藤浪駅まちづくりにおける位置づけについてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、自転車乗車用ヘルメットの周知と申請の方法ということでございます。

市ホームページや広報「あいさい」、あと愛西市のLINEなどで周知をさせていただきたいと思います。あと申請につきましては、危機管理課と、あと各支所の窓口のほうで対応を考

えております。以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私のほうからは、外壁調査の関係でございます。

今回の調査は、外壁のコンクリートを一部採取し調査するものです。以上でございます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

私からは、4款衛生費の修繕料1,193万5,000円についての御質問で、まず初めに、ろ布数は何本か、全部取り替えるかについてでございますが、斎場には308本あり、今回の取替えにつきましては108本を予定しております。

次に、契約についてでございますが、随意契約を予定しております。

次に、契約の保証についてでございますが、保証期間ではございませんが、製造業者の推奨期間として火葬炉1炉当たり1,500体としております。

次に、バグフィルター、ばいじんをどのように処分しているのか。バグフィルターのメーカーにおいて適正に処理を行っております。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず、旧農村環境改善センター解体の件で御答弁をさせていただきます。

アスベスト分析調査の経緯といたしましては、平成17年度に実施した公共施設アスベスト製品調査において、アスベスト含有建材使用の疑いがある結果となっており、令和2年度の解体工事設計に先立ち、当該施設の各部位について石綿含有の分析をしております。その結果、施設のアスベスト含有建材が把握できたことから、工事前の調査の予定はございません。

次に、津島方式の企業誘致方法と比較しての評価のことですけれども、津島市の開発手法は、都市計画法第34条第12号の規定に基づき、市の条例で指定した区域において県条例で定められた業種の開発を認め、区域内では企業がそれぞれ単体で工場用地の造成工事の許可を受けるものです。これに対し本市が検討する開発手法は、同法第34条第10号に規定する地区計画に適合する開発行為であり、必要となる公共施設を適切に配置するとともに、工業団地として工場用地を集積させるものです。地区計画を策定して面的に造成を行う開発手法を取ることにより、より効率的に進めたいと考えております。

次に、藤浪駅前広場改修計画策定委託料の内容ですけれども、乗降客数の増加、駅前広場施設の老朽化など、周辺の変化や市民意識調査等の結果から魅力的な都市景観づくり、にぎわい創出を目的とした改修は、目指すべき将来都市像の実現に向けた取組であると捉え、今回は改修に向け基本的な計画を策定するものになります。業務内容は、イメージハウスや改修案の作成、各種団体への意見聴取などを実施する予定です。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初に、12ページのヘルメットの関係でございます。

なかなかホームページとか広報「あいさい」とかだけでは高齢者等に情報が行き渡らないということもあるわけですが、別途何らか考えていらっしゃるならば、周知方法についてお聞か

せをいただきたいと思います。

それから、12ページの外壁調査委託料について再質問させていただきます。

先ほども古い児童館で雨漏り等の問題も残っているわけなんですけれども、永和児童館の施設において、ほかにいろんな雨漏り等も含めて施設上問題が残っているならば教えていただきたいと思います。

それから、斎場のバグフィルターについてお伺いをしたいと思います。

あと308本のうち108本を取り替えるというお話でございますが、今後大体どんなペースで取替えが必要になっているのかお伺いをしたいと思います。

それから契約先、随意契約とお聞きしましたが、どこなのか。どこで随意契約をするのか。それは、炉のメーカーなのか、今現在の炉のメーカーなのか。その点についても確認をさせていただきたいと思います。

それから、契約後の保証ということで、1,500体まではバグフィルターが破れたりとかなんかはしないよということの保証があるということですが、そのほかに保証があればお聞かせいただきたいということと、バグフィルターの破損についてどのような形で感知できるようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、バグフィルターの集じん灰、飛灰についてですが、メーカーが定期的に適切に処理をしておっしゃいますが、適切な処理とは具体的にどんなことなのか。廃棄物処理法の中で排出者責任がございますので、その辺どのように確認をしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、農村環境改善センターについてお伺いをいたします。

令和2年に分析をしたということですが、いろいろ今までもはりと柱のつなぎ目とか、いろんなところにアスベストが残っているということがございまして、解体時とか、そういったときに発見されるケースがあります。そういった部分で工事前の目視というのが大変重要になってくると思いますが、その点について検討したのか、しないのか。その辺の方針についてお伺いをしたいと思います。

それから、工業団地の関係です。これからより効果的な企業誘致ということを目指していかなければならない。できるだけ市の持ち出しが少なく、効率的な企業誘致をしていかなければならないわけなんです。現在、津島市もうまく誘致ができていないかなと思っていますが、コストパフォーマンスにおいて、津島市と愛西市での比較判断をどう思っているのか教えていただきたいと思います。

それから、藤浪駅前についてですけれども、具体的に範囲としてかなり広い範囲を駅前のまちづくりとして開発していく考えなのか、それとも今岐阜で庭園みたいなものがあるんですけれども、ああいった小さなところを改修するつもりなのか、その辺、勝幡駅前の開発もありました。今、佐屋のほうも検討されています。そういった部分で藤浪駅前広場という、この範囲をどう設定しているのかお聞きをしたいと思います。以上です。

○危機管理課長（大野敦弘君）

まず、その他周知の方法の考えはないのかという件でございますが、この件につきましては、議員のおっしゃるとおり高齢者のこともございますので、関係課へ高齢福祉関係施設や社会福祉協議会を通じましてチラシの配布協力を依頼することも考えております。以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

児童館の外壁のほかの部分なんですけど、関係職員による現地調査によると、雨漏りの原因について主に外壁のサッシのコーティング劣化の疑いがあることや外壁の塗装劣化が進行していることなどは確認しております。以上でございます。

**○環境課長（山岸忠則君）**

まずろ布の308本の今年度108本分で、それ以外はどうなるかという話でございます。令和2年度、昨年ですが既に128本取替えをしております。今年度108本取替えをいたしまして残り72本になりますが、これは来年度、令和4年度に取り替える計画をしております。

続きまして、契約先でございますが、火葬炉設置業者でメンテナンスも委託を請け負っております業者を考えております。

続きまして、3番目でございますが、毎年度の火葬炉の保守、メンテナンスなどによりバグフィルターの不具合を確認しており、その不具合の状況により保証等の調整を考えております。

続きまして、バグフィルターの処理の仕方でございます。溶融処理をいたしまして完全無害化溶解をして処理しております。以上です。

**○都市計画課長（浅野浩司君）**

それでは、改善センターのアスベストについては、建築営繕の観点から私のほうでお答えさせていただきます。

まず設計の段階に当たりましては、全て図面、あと現場のほうで確認をさせていただいて、アスベストの含有の疑いのある建材全てを把握させていただきました。その中から必要に応じて検体採取をして調査をしておりますので、隠蔽部等を除いて全て把握はされているというふうに考えております。以上でございます。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

津島市との比較、コストパフォーマンス等、利点等ということでございますが、津島市は、自ら民間が行うことによって民間が事業者になるということで、そういったメリットがあるかと思っておりますが、当市の企業誘致の施策としては、まちづくりの観点から、全体のまちづくり計画との整合性が高いとか、地区計画の立地企業の自由度が高い、それからきめ細やかなまちづくりが可能となるといった点では、当市の企業誘致の利点もあるかと思っております。以上です。

**○都市計画課長（浅野浩司君）**

藤浪駅前の整備範囲についての答弁のほうをさせていただきます。

藤浪駅前につきましては、芝生広場と水系施設、その周辺部を含めました約2,000平方メートルの範囲を考えております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

議長、1点質問したと答弁が違っていますので、よろしいでしょうか。

○議長（島田 浩君）

どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

先ほど、火葬場のバグフィルターの件で、バグフィルターの処理の仕方ではなく、バグフィルターに飛灰が付着するので、それをふわふわと落として、その飛灰の処理をしないとイケないんですが、それはどのように処理を今現在しているのかということをお聞きしました。

○環境課長（山岸忠則君）

毎日、翌日の朝、炉を動かすときに風圧でばいじんについては落とします。落としたものについては、残骨灰と一緒に運ばれていきますので、残骨灰と一緒に処理をするというような形になります。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてお尋ねします。

最初に、予算書ページ、11、12ページの2款1項9目の先ほどの消耗品費と、それから印刷製本費について、いわゆる官学協働についてお尋ねをしたいと思いますが、今回、清林館と佐織工業ということだという話でしたけれども、清林館との連携に関してですが、SDGsの推進のチラシのポスターを作るという話ですけれども、この内容についてどのような内容のものを作るのかお尋ねしたいと思います。また、今日の代表質問でもありましたが、愛西市のSDGsの課題、この総合計画の中でもそれに基づいてという話がありました。そうした課題や計画が反映されるのかどうか。このいわゆるチラシや何かについてお尋ねしたいと思います。

それから、佐織工科高校のほうですけれども、アルコール噴射スタンドということですが、何台製作してもらって、どこに設置をするのかについてお尋ねします。

それから、13ページ、14ページのほうの6款1項6目12節の委託料、旧農村環境改善センターの解体工事の委託料についてと、それから同じ14節の農村環境改善センター解体工事の工事請負費についてお尋ねをしたいと思いますが、この解体工事をいつ頃始めるのか。開始時期と工期についてお尋ねをします。また、この跡地の利用についてどうするのか聞きます。

それから、同じく13、14ページですけれども、8款2項3目14節の工事請負費ですね。交通安全対策施設工事687万9,000円について、グリーン舗装を追加するという話ですけれども、今回追加されるグリーン舗装の場所と、それからどのぐらいの長さ、距離についてどのぐらい追加されるのかについてお尋ねします。

それから、同じく13、14ページですが、8款3項1目12節の委託料、藤浪駅前広場改修計画策定委託料4,700万円についてですけれども、吉川議員のところでも質問がありましたが、範囲、先ほど芝生広場の辺りとかで2,000平米ほどという話ですけれども、ちょっと具体的にどこからどこまでを改修するのかを尋ねたいと思います。

それから、改修の理由と進め方について、もう一度確認をしたいと思いますので、答弁をお願いします。この改修に当たって市民アンケートを行うのかについて聞きます。

それから、13、14のもう一つ、その次の8款3項1目18節負担金、補助及び交付金、補助金、民間木造住宅除去費についてですけれども、3月の本予算のときには5棟分だったんですけど、これは今回さらに5棟分を追加するという形ですけど、今回もうかなり早く、この除却費ですけれども、本年度、現在申請件数はどのぐらい出ていて、見込みとしてどのぐらいになるのかについて聞きたいと思います。

それから、15ページ、16ページのほうですけれども、10款4項4目12節の委託料、中央図書館の空調設備改修工事の設計委託料についてですけれども、この空調設備の改修工事は具体的にどのように行うのかということと、それから、今新型コロナウイルスの問題が問題になっていますけれども、今回の空調工事の中で、例えば外気との換気とか、そういったことについての補修とかはやるのか、やらないのかについてお尋ねします。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、官学連携事業の関係でございます。

まず、清林館高校とのお話でございますが、ポスター、チラシでございます。清林館高校の生徒がSDGsとは何かについて自ら学び、市民にSDGsへの関心を持ってもらうために、高校生ならではの視点でのチラシとポスターの作成を行っていただくことでございます。今回、そのポスター、チラシということでございまして、SDGsの達成に向けた取組は世界中の個人個人、誰もが可能なものであることを認識してもらい、各家庭においても、それぞれの生活環境下で取り組めるといふこと、SDGsの基本理念の周知のほうを目的としております。

愛西工科高校さんとの関係でございますが、こちら感染防止用品につきましては、学校側と調整のほうを今進めているところでございます。種類、あと個数、あと設置場所につきましては、今検討中でございます。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

旧農村環境改善センター解体工事についてでございます。工事期間は8月から来年の3月までの予定でございます。

次に、跡地利用につきましては、国土交通省へ防災拠点として整備していただくよう要望しているところでございます。また、その敷地の一部を地域の一時的な避難所としても使えるような施設を検討しております。

続きまして、次に交通安全対策施設工事の関係でございます。追加される追加分といたしまして、稲葉町で2か所、日置町、柚木町、北一色町、須依町、諸桑町、草平町で合計1,500メートル施工いたします。

続きまして、藤浪駅前広場改修計画策定委託料の関係でございます。芝生広場や水系施設、またその周辺を含めた約2,000平米の範囲を計画しております。改修内容につきましては、本業務の中で固めていきたいと考えております。改修の理由ですけれども、乗降客数の増加、駅前広場施設の老朽化など、周辺の変化や市民意識調査等の結果から魅力的な都市景観づくり、

またにぎわい創出を目的として改修するものです。

次に、改修の進め方ですけれども、本事業では地域行事や各種イベント、それらを企画している近隣の学校や自治会、商工会から意見聴取等を行い進める予定です。今回の業務は、そういった意見聴取等を行う際に必要となる資料等の作成も含まれております。市民アンケートを行うかとのことですけれども、都市計画マスタープランで行った市民意識調査で市民の意向を把握していますので、今回改めて市民アンケート調査を実施する予定はありません。しかし、各種団体に意見を伺いながら進めていきたいと考えています。なお、現在清林館高等学校との官学連携事業を進めており、若い世代からの提案も受ける予定となっております。

続きまして、民間木造住宅除却費についてでございます。申請件数ですけれども、今年の4月末時点で5件の補助金交付決定をいたしました。以上でございます。

### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、中央図書館の空調設備改修工事の内容について御説明いたします。

中央図書館の空調機の冷媒となるフロンガスが生産停止となっており、数年後には在庫がなくなるため機器の破損に対応できなくなります。そのため、空調機器の改修工事をするものがございます。

換気設備の設置でございます。こちらにつきましては、改修後の空調機におきましても外気を取り入れる機能を備えたものを導入する予定でございます。以上でございます。

### ○17番（真野和久君）

それでは再質問を行っていきませんが、最初の官学協働のほうですけれども、基本的に愛西市の具体的なあれというよりは、一般的なSDGsの広報という形のものを作ってもらおうということですね。先ほど2万5,000枚チラシを作ると言われていましたが、この活用方法について、これは例えば広報に折り込むとか、そういう形とか、あとどこかに置くとかというふうなのか、あと、ポスターもどんなところに貼るのか、ちょっと具体的にイメージがあれば説明をお願いします。

それから、佐織工業のほうですけれども、これから具体的にどんなものを作るのかということを含めて検討していきますという話でしたが、今回、前の補正予算の中でいろんなコミュニティセンターとか、そういったところにアルコールのあれを20台設置すると言っていますけど、ああいうところにやってもらうとかということは検討していなかったのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、農村改善センターのほうですけど、もうすぐ8月から始めるということで、この土地は先ほどの説明でいうと国の土地ということではないのでしょうか。

それと、あと一部地域の人が使えそうな施設をというお話ですが、具体的に例えば防災コミュニティセンターみたいなものを造るのか、その辺り具体的に考えがあるのであればちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、藤浪駅の駅前広場ですけれども、芝生広場の辺りは分かるんですが、東側の辺りって、東側はどの辺までなのか。例えば、今円形のベンチがあるようなところまで全部直すの

か、あるいはもう西側のあの辺りだけをやるのか、ちょっと具体的にもう一遍教えてください。それから、あとロータリーの中の島も改修してしまうのか、その辺りを聞きたいと思います。

それから、先ほどの説明の中で、地域行事やイベントがやれるようなグループ、団体にという話で、清林館も含めてという話ですけど、ということは、イベント広場みたいなものを造るのか、そうした具体的なことについてお尋ねをしたいというふうに思います。今ある噴水、水が止まっている噴水、あれをどうするのかも含めて見解をお願いしたいというふうに思います。

それから、図書館のほうの空調は外気が出るというので、なかなかいいなと思いました。それはそれでいいです。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、官学連携のポスター、チラシの活用というような点でよいかと思います。

まず、チラシでございますが、こちらにつきましては清林館高校でデザイン等固まりましたら印刷をかけ、その後、広報と同時に全戸配付ということで考えております。また、そちらについて残りしましたら、当然、各窓口等で配布をさせていただきたいと思います。あと、ポスターにつきましては、市内の公共施設等に掲示させていただきまして、SDGsへの関心を深めていただきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○産業振興課長（横井 誠君）

環境改善センターの土地の件でございますけど、現在、愛西市の土地となっております。また今後、防災コミュニティセンター等を造るお考えなのかということでございますけど、今後検討していきたいということでございます。以上です。

#### ○都市計画課長（浅野浩司君）

まず、藤浪の改修する具体的な位置でございますが、ロータリーの南側に芝生広場がございます。また高架下の駐輪場の西側に水系施設がございます。こういったところを一体的に含めた区域となりますので、ベンチ、通路を含めた芝生広場の中も対象となります。あと、交通島の改修につきましては、ここについては区域に入れてはいません。また、イベント広場等への考えはということでございますが、この内容につきましては、今年度の計画の中で整理をしていきたいと考えております。水系施設につきましては、基本的に老朽化に伴って故障しておりますので撤去する方向で整備していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

1つ私からも補足させていただきますが、農村環境改善センターの跡の件でございますけれども、先ほど課長が今後検討していきますというような答弁をさせていただきましたけれども、既に検討はしております。国と今広域避難等の協議会等も行っておりまして、国の広域避難の避難所指定等、国も広域避難所の計画がございますので、そういった計画と市の避難の関係の計画等、協議をして、地域の避難所指定の関係がございますので、そういったもので検討しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

## ○18番（河合克平君）

では、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

まず、12ページの2款1項9目企画費の12節、総合計画調査分析委託料484万円についてですが、これは総合計画ということで、大体P D C Aのサイクルによって計画等を行って、そしてチェックをして次の計画へということを行っていく計画だと思いますが、前期の評価について教えてください。また、前期の基本計画の各目標の指標、K P Iという指標ですが、達成度はどのくらいなのか教えてください。あと、後期の課題を明確にするための調査方法はどのような調査を行っていくか教えてください。

続いて、3款1項3目保育園費ですが、14節、佐屋中央保育園駐車場舗装工事707万円についてですが、舗装工事を行う理由はこういった理由なのか。また、その工事内容、そして工事について平米単価と言われる単価はどのくらいなのか教えてください。

続いて、14ページですが、8款3項1目都市計画総務費の12節、工業系地区計画策定委託料について2,002万円の費用ですが、この策定計画の概要とスケジュール、どんなスケジュールになるのか教えてください。場所は、地区計画をする場所について詳細が分かれば教えてください。あと、今回地区計画をつくっていくわけですが、県と合意に至っているのかどうか、そのことについてお伺いします。

続いて、同じく12節の公園台帳作成委託料778万8,000円についてですが、これについては、今までは子ども課と都市計画課という形で公園の管理が分かれていたので、今回こういう台帳を整備するということになったのか、どんな項目で台帳を整備するのか教えてください。また、それについては地元管理の公園もありますけれども、地元管理をやめて市が全て管理をしていくという変更のために、この台帳整備を行うのか教えてください。

続いて、10款1項2目事務局費で、道徳生活の抜本的改善・拡充に係る支援事業、報償費と需用費合わせて25万円。これについては、行う学校はどこなのか、また内容はどのような内容なのか教えてください。

続いて、ページめくっていただいて16ページ、10款4項3目文化会館費ですが、14節文化会館直流電源修繕工事1,029万6,000円についてですが、この工事の内容はどのような内容なのか、その時期はどのような時期なのか。また、この工事によって停電があるのか、そのことについてお伺いします。

続いて、同じく文化会館費の17節備品購入費、文化会館備品541万6,000円ということで、これについてはマイクを購入するということが概要書には載っておりましたが、マイク500万円も買うのは本当に多いなと思いますので、購入部品の詳細と個数、また単価について教えてください。以上、お願いします。

## ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、総合計画調査分析委託料の件について御答弁させていただきます。

まず、P D C Aサイクルによる前期の評価ということでございますが、総合計画の前期評価につきましては、今年度までが前期期間ということでございますので、現時点ではお答えでき

ないような状況でございます。あと、K P Iにつきましても、中間年度の結果が出ておりませんので、達成度について今お答えできる状況ではございません。

その次、後期の課題を明確にするための調査手法ということでございますが、総合計画調査分析の業務では、アンケート調査を予定しております。その中で各施策、分野の重要度や新型コロナウイルスの影響、あとSDGsへの関心も含め集計することにより、課題が明確になるものと考えております。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、佐屋中央保育園の関係でございます。

まず、舗装を行う理由については、佐屋中央保育園の南側駐車場については、昨年度、埋立整備工事を行いました。現在、砂利を敷いた状態で供用しております。1年ほどの転圧期間を置いた後、安心して御利用いただけるよう舗装工事を行いたいと考えております。

続きまして、工事の内容ですが、アスファルト施工などの舗装整備工事、車止めポストの設置、区画線の整備設置などとなります。

次に、平米単価ですが、1平方メートル当たりの単価は約7,000円となっております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

工業地区計画策定の関係でございます。概要スケジュールですけれども、地区計画の策定は、市街化調整区域において開発許可等を得るための前提となるものです。地区計画は、接続する道路や排水先となる周辺の河川、水路等の状況を考慮して道路や緑地、調整池等の施設について基本的な諸元や規模を検討した上で、配置計画を決定するものです。今後は、委託業務で資料を作成し、周辺の施設管理者との調整や関係機関との協議を行い、都市計画決定に向けた作業を進めてまいります。

次に、今回地区計画を策定する場所ですけれども、弥富インター北西部、農地となっている地域です。

次に、県と合意に至ったかとのことですけれども、現時点では検討を始めた段階であり、今後は県企業庁による開発の実現に向けた相談を進めていく予定です。

次に、公園台帳作成委託料で台帳の内容でございますけれども、児童遊園、ちびっこ広場を対象とし、施設、占用物などの平面図及び調書、それらの電子データを作成するものです。

次に、地元管理から変更するのかとのことですけれども、管理形態の変更は考えておりません。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

道徳教育について御答弁いたします。

行う学校でございますが、八開中学校が委嘱を受けております。内容につきまして、特別の教科、道徳を要とした道徳教育の充実、考え、議論する道徳の指導と評価を研究テーマとし、道徳科における指導方法と評価の工夫に取り組み、道徳教育の推進を図ります。

続きまして、直流電源装置につきましてですが、直流電源装置の部品が劣化し、非常時に正

常に機能しない可能性があります。また、バッテリーや触媒栓の交換も実施いたします。工事に影響する停電はあるのかということでございますが、休館日に作業を行うため利用者への影響はございません。

続きまして、文化会館の備品でございます。備品の詳細と個数、単価でございます。まず、ホールの機器といたしまして受信機3台、単価20万7,400円、アンテナ分配器1台6万8,000円、ワイヤレスマイク6本7万2,300円、マイクヘッド4個が3万4,000円、2個は5万1,850円、ピンマイク2本、単価6万8,000円、受信アンテナ2組3万4,000円、アクティブアンテナ混合器1組2万5,500円、大研修室の機器といたしまして、受信機1台10万8,000円、チューナーユニット1台5万4,400円、ワイヤレスマイク2本1台3万9,100円、アンテナ2本、1本2万400円、以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

それでは、再質問をします。

総合管理計画については、今年度中に評価をするのでまだ分かりませんということでありましたが、アンケートを行って調査、後期についてどのように行っていくかと。調査手法はアンケートを取るということでしたが、どのくらいの市民の方からそのアンケートを取るのか。無差別に送ってしていただくのか、どんな調査の方法を取るのか。自治基本条例にも市民の皆さんの意見を聞きながらということも載っておりますので、どういう形で市民の皆さんの意見を取り入れることができるのかということについて具体的な方法について教えてください。

続いて、佐屋中央保育園の駐車場舗装工事ですが、この点については1点、もともと舗装しようとしていたのか、そういう計画だったのか、それとも突然舗装しようというふうに思ったのか、そのことだけ確認しておきたいと思います。

あと、都市計画総務費についての工業系地区計画策定委託料ですが、これについてはスケジュールも聞いているので、どんなスケジュールなのか。1年でどこまで進めて次の年どうするのかというスケジュールが分かれば教えてください。

あと、今後は県と合意に至ったのかということで、今後相談を進めるということですが、既に去年から3,000万ほど使っているんで、それで県が嫌だと言われたらどうするのかなと思うんですけども、今進んでいるよということなのか、それとも全くさら白紙でこれから進めるんだということなのか、その辺のニュアンスの問題で、3,000万も使っているんで、これで断られたら困るなあと思いましたので、それをちょっと教えてください。

あと、公園台帳作成委託料の770万円ですが、この電子データについては様々なものの施設の電子データかと思うんですけども、これについては毎月チェック等をしていくので、そうやってチェックなんかも含めて管理ができるのか、そういったことも併せて教えてください。

あと、道徳教育についてですが、どのくらいの期間やるのか、1年間ずっとやるのか、1か月、2か月なのか、半年なのか、それについて、評価の基準が愛知県から示されていると思うんですけども、どんな評価の基準をもって行うのか教えてください。

あと、文化会館の直流電源修繕費については、休館で行うということなので特に影響はない

よということですが、そうすると休館1日分で終わるという認識でいいのでしょうか。特に市民の皆さんには影響はないということであれば、休館1日で工事が全て完了してしまうということでもいいのか確認です。

あと13節の備品購入費ですが、ホールの備品と大研修室の備品ということで、その2か所についてのPAというのかアンプ等と、あとマイクのアンテナ等々ということで、ほかの会議室等については特にそういう予定の検討はしなかったのか教えてください。以上です。

**○経営企画課長（堀田 毅君）**

私のほうからは、総合計画のアンケートについてお答えさせていただきます。

まずアンケートにつきましては、無作為に抽出した18歳以上の市民2,500人に郵送で、それから市内中学校2年生、約500人になりますけれども、そちらのほうは学校を通してアンケートのほうをお願いする形になります。市民2,500人の見直しのためのアンケートとして市の主な施策に対する評価などについて聞き取ります。また、新しい生活様式に対する設問を追加する予定です。中学生には、まちづくりに関するアンケートとして、愛西市に対する愛着や満足度などを聞き取る予定をしております。それをもって今後の事業展開に活用していきたいと考えております。私からは以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

佐屋中央保育園の駐車場につきましては、転圧期間を置いた後の舗装を計画しておりました。以上でございます。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

今後のスケジュールと、それから県がという御質問でございますが、今回の地区計画策定委託料は、愛西市が企業誘致施策を進める上で用地造成事業には都計法に規定する地区計画を定めた区域内において開発行為を行うものでありまして、今後、工業団地の開発検討を進めていくためには、この地区計画策定が必要となります。ですので、スケジュール的には、この地区計画の策定をして県と協議を重ねていくということでございます。ですので、まだこの地区計画を策定するという段階でございますので、今後のスケジュールの見通しというのは、まだ現在では未定でございます。以上です。

**○都市計画課長（浅野浩司君）**

公園台帳の件でございますが、この電子データにつきましては、システムを構築するというものではございません。定期的な点検等の結果や施設の更新結果、こういったものをデータ化して効率的に維持管理をできるようにしていくことを想定しております。以上でございます。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

どれぐらいの期間かということでございますが、年6回で実施いたします。評価の基準でございますが、愛知県の道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業実施要綱に基づき、評価がされると聞いております。以上でございます。

**○生涯学習課長（石田泰弘君）**

文化会館の直流電源修繕工事の影響がないという休館日に行うということですが、一応現在の予定では1日で行えるというふうに聞いておりますのでよろしくをお願いします。

あと、備品のマイクロホンですが、会議室等には現在、そのアンプ等はございませんので、一応、大研修室とホール棟ということで今回改修ということでさせていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のところの、1点質問させていただきます。

2款1項15目、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費のところの質問ですが、このまず積算した根拠を教えてください。それから、対象年齢はあるのか、ないのか。あれば幾つなのか教えていただきたいです。

もう一点、補助率と上限額があるのか教えてください。よろしく願います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

まず積算の根拠でございますが、愛知県の積算根拠を基に愛西市の積算のほうをさせていただきました。

あと、その次に対象年齢でございますが、令和4年3月31日現在で満7歳以上満18歳以下の児童・生徒等と、あと令和4年3月31日現在で満65歳以上の高齢者ということでございます。あと、補助率と上限額でございますが、購入費の2分の1を県と市が補助します。ただヘルメット1個につき2,000円が上限でございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

では、その購入する場所はどこか、市内だけなのか、市外もいいのかというところをお聞きしたいです。

あと一つ、今現在そのヘルメット着用に対する条例等はどのようになっているのか。また、この対象は今回決められているわけですが、そういう対象者に対しては何か特別な条例等があるのかお聞きします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まず購入の件でございますが、購入はこれといって限りはございません。例えばインターネットとかということも可能ということでございます。いろいろ制約はございますが、よろしくをお願いします。

あと条例ですが、愛知県のほうが自転車のこのものについての条例がありますので、そちらのほうを準用させていただいているというところでございます。

あと、最後は対象ですか。

○1番（馬淵紀明君）

対象者の年齢に対する何か特別な条例はあるのか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

そうです。特別なものはございません。以上です。

○議長（島田 浩君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時25分、よろしく申し上げます。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

12ページ、2款1項15目の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費ですが、これは答弁が幾つか出ておりますが、こういうものも踏まえまして、内容と申請の手続であります。具体的にこの申請の手続について流れを追って説明いただければお願いしたいと思います。

それから、7歳から18歳、65歳以上という形で対象年齢も出ておりますけれども、今ヘルメットはどのくらいの価格をするものなのか、分かりましたら紹介いただきたいと思います。

あと、この事業は今年度だけなのか、来年度以降も同じように予算化されるのかについてお尋ねをいたします。

次に、3款2項4目12節、これも答弁が出ておりますけれども、外壁調査委託料ですけれども、いつ頃まとめて結果が発表されるかについて質問いたします。

次に、4款1項4目10節の総合斎苑の修繕料ですけれども、答弁で令和2年でバグフィルター128本、それから令和3年108本、今年度108本、来年度72本という形ですが、これは1,500体保証ということは、年数でいくと何年ぐらいで交換しなければいけないかと、それから総合斎苑の修繕計画ですけれども、これ以外に主な項目として何があるかについてお尋ねいたします。

次に、14ページ、8款2項2目12節の測量設計等委託料で、日光川右岸堤防災道路への取付け道路の委託料が出ておりますけれども、その内容について、また日光川右岸堤防災道路の整備計画はどうなっているかについてお尋ねをいたします。

次に、10款4項2目12節と14節、佐織公民館屋上防水工事の内容についてお尋ねをいたします。あと、この間の修繕工事はどのようなものを行ってきたかについてお尋ねをいたします。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、自転車乗車用ヘルメットのことについてということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず申請手続の具体的なところでございます。

対象年齢や何かに、対象者につきましてはお話をさせていただきましたので、そこは割愛さ

せていただくということで、今のところ7月1日からの申請の受付を考えております。一応期間につきましては令和4年2月28日までということで今のところは考えております。申請につきましては当然申請書と、あとは店舗等で交付される領収書の写しなどを申請書につけていただいで申請をしていただくというような流れでございます。

その次に、大体の価格ということですが、こちらかなり幅が広いですが、インターネット等で確認しますと2,000円から1万円程度という幅は持っているような感じであります。

第3点目でございますが、今年限りの補助なのかということでございます。こちら県の協調補助制度ということでございますので、愛知県のほうでは一応令和3年から5年までの3か年ということですが、また愛西市につきましては今後検討をしていくところでございます。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

外壁調査の関係ですが、この後速やかに調査を実施し、状況にもよりますが2か月前後ぐらいは結果が来るまでにかかるかと思われま。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

火葬炉1炉当たり1,500体ということで、年にしますと火葬件数が大体760体ほどございますので、稼働が4炉ございます。割りますと1炉当たり190体となり、よって、おおむね8年という計算になります。

もう1点は、今後の修繕計画でございますが、令和4年度及び令和5年度に、火葬業務を継続しながら、火葬炉のオーバーホールを実施する計画でございます。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

日光川右岸堤防災道路への取付け道路の内容ですけれども、この道路は地域の生活道路として利用できるほか、災害時には速やかに安全な場所へ避難できる道路になります。今回の委託により、道路の位置、構造等を決定していきます。

次に、日光川右岸堤防災道路の整備計画のことですけれども、日光川右岸堤防災道路は愛知県の事業として着手しております。幅員6メートルの車道と片側歩道として全体計画区間約20キロメートルのうち、約6.7キロメートルが供用開始をされております。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

佐織公民館屋上防水工事でございます。

工事場所といたしましては、佐織公民館北東部の2階と3階の屋上部分でございます。

工事内容といたしましては、雨漏り解消のための防水シートの張り替えでございます。

これまでの修繕工事の内容はということでございます。

平成13年度に公民館棟の防水工事、平成17年度にホール棟の防水工事、平成21年度にホール棟及び公民館棟の防水工事を実施しております。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

2款の自転車乗車用ヘルメットですけれども、今日の答弁の中でインターネットでもということですが、インターネットだと引き落としで領収書がないような場合がありますけれども、

この領収書は必ず、引き落としのそういう証明じゃなくて領収書が要るのかどうか。それから、7歳から18歳ということは未成年になりますけれども、申請者は保護者になるかどうかについてお尋ねをしておきたいと思います。

次に、総合斎苑の火葬炉、火葬設備の修繕工事ですけれども、吉川議員の質問に対して、バグフィルターの付着物については、火葬の骨と一緒に処理するということですので、有害物質の心配について確認をしておきたいと思います。

それから次に、8款の日光川右岸堤防防災道路の取付けですけれども、設計して生活道路にも使えるということですので、今後の計画ですね、どうなっていくのか。それから、場所的に今あの工業団地のところではないかと思うんですけれども、古瀬南橋、日光橋等ありますけれども、区間的にはどの区間で、また元の日光川右岸堤防の防災道路の整備は、その部分についてはどうなっていくのかについてお尋ねをいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

自転車乗車用ヘルメットの関係でございます。

まず領収書の件でございますが、インターネット等ですと領収書が出ないようなサイトもございますが、領収書は必須ということでよろしくお願ひいたします。

あと、申請書で未成年の方が申請をされる際には、保護者の名前と使用者を両方併記していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○環境課長（山岸忠則君）

残骨灰の取扱いでございますが、残骨灰の取扱いにつきましては、一般廃棄物として処分することができるというふうに現在なっております。その中で、残骨灰は基本的に一般廃棄物ではあるが、遺族の心情を酌み取り、墓地埋葬に関する法律に準じた扱い、納骨になりますが、が望ましいという見解がございます。それに伴って、処理している会社のほうで確認をしましたら、環境対策、ダイオキシンドとか六価クロムだとかカドミウムに対しては適正な処理を弊社としてはしておりますという回答をいただいております。以上です。

#### ○土木課長（牛田高行君）

市として地域振興や災害避難経路確保のために、諸桑町から防災道路へ直接乗り入れできる取付け道路が必要と考えておまして、この道路の実現に向けて県と協議するためにも、具体的な取付け道路の計画を今回策定するものであります。具体的な場所についてですけれども、諸桑町地内で今回の委託により場所は決めている予定でございます。

あと、県の今後の予定のことですけれども、今年度の事業額は5億8,500万円とお聞きしております。愛西市においては、諸桑区間というところがあるんですけれども、そちらについては盛土工事の予定をしておまして、あとパチンコ店の跡地については擁壁工事を予定しております。以上になります。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○14番（山岡幹雄君）

議案第25号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、質問させていただきます。

皆さん質問されておりますが、質問の仕方で読み上げて割愛していただくということで再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずP11、12で、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、10節需用費の40万円の官学連携SDGsの推進事業について、皆さん質問されて割愛して再質問に代えさせていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、15目交通安全推進費、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業66万8,000円も割愛し再質問に代えさせていただきます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童館費、外壁調査委託料25万2,000円、これも1回目を割愛させていただきます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、3目交通安全対策費、14節工事請負費、交通安全対策施設工事687万9,000円も割愛させていただきます。

次に、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料、公園台帳作成委託料の駅前広場とこの整備につきまして、台帳整備、駅前広場はなぜ行うのか、ちょっと御質問させていただきます。

次に、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金、補助金、民間木造住宅除却費が100万円で、この関係で民間木造住宅除却費の対象の住宅基準はあるのか、お尋ねいたします。以上、答弁をお願いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

台帳整備と駅前整備、なぜ行うかということでございますけれども、都市公園は都市公園法に台帳の作成が義務づけられており、公園台帳は維持管理に活用するほか、長寿命化及び改修計画の基本データとなります。児童遊園やちびっこ広場についても、今後長期にわたり管理する上で同様の台帳が必要であると考えております。

駅前整備につきましては、乗降客数の増加、施設の老朽化など、周辺の変化や市民意識調査等の結果から、魅力的な都市景観づくり、また、にぎわい創出を目的とした改修は、市民、行政が目指すべき将来都市像の実現に向けた取組であると捉え、今回は改修に向け基本的な計画を策定するものになります。

次に、民間木造住宅除却費の対象の住宅基準はあるのかとのことでございます。

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の旧基準民間木造住宅で、市等の耐震診断を受けたもので耐震性のないと判断されたもの、また市の民間木造住宅耐震改修費補助金などを受けていないことが主な要因となります。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それでは再質問させていただきます。

まず、官学連携ものづくり事業でポスターとか消耗品ですね、これはどのように配布、ポスター等するのか、どういうところに配布するのか、また個人的に欲しいといった場合はお渡しすることができるのか、お尋ねをいたします。

次に、ヘルメットですが、一応7歳から18歳、65歳以上ということで、県の事業に関係してやるんですが、一応、市として市全体を対象にする考えは、このヘルメット、自転車は今コロナの関係で自転車通勤もあるわけですので、全世帯にコロナ対策でやられたらどうかなと思うんですが、そのお考えをお尋ねします。

次に、永和児童館の関係でいろいろ調査に至るわけですが、これ一番古いということですが、外壁の修理基準があるのか、ほかの公共施設もそういう鉄筋で建っているところもあるんですが、古いからということでお聞きしておるんですが、その基準があるかどうかをお尋ねいたします。

次に、ちびっこ広場の台帳をつくるということですが、私以前からこのちびっこ広場について、子供さんたちが実際そこに遊んでおるのはちょっとあんまり風景は見られんですが、この整備することによって、どういうふうな市は今後管理していくのか、お尋ねいたします。

次に、民間木造住宅除却費の関係で、これは多分空き家対策だとは思いますが、先ほど部長の答弁で昭和56年以前で調査をされたものということで御回答があったんですが、昭和56年以後に空き家になった部分で、そのような空き家で老朽化した場合、その対象にならないかお尋ねいたします。

#### ○経営企画課長（堀田 毅君）

私のほうからは、SDGsのチラシ・ポスターについてお答えさせていただきます。

チラシについては2万5,000部を各戸配布ですが、余分に余ったものについては窓口等で配布をさせていただきますので、個人的にお取りいただいてももちろん結構です。

ポスターについては、各施設のほうを今予定をしておりますが、枚数的に100枚ということで今予定をしておりますので、ちょっと余るかどうかにについてはまだ未定でございます。

配布については一応年内を今のところ考えております。以上です。

#### ○危機管理課長（大野敦弘君）

自転車乗車用のヘルメットの補助について、全市民を対象にする考えはということでございます。

県との協調補助でありますので、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童・生徒等及び自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者を対象ということで、県と合わせていきたいと考えております。ですので、全市民を対象とする考えはございません。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

児童館の外壁修理の基準についてですが、施設の耐用年数を考えますと、一般的には30年を経過した時点で大規模改修の時期を迎えることにはなります。

本施設については今回、外壁塗装の劣化や雨水の浸入、ひび割れの懸念があること、コーキング目地の硬化が進んでいることから、外壁全般の修理が必要と考えております。以上でございます。

#### ○都市計画課長（浅野浩司君）

公園台帳の整備の件でございますが、基本的に公園台帳は予防保全の考えの下、施設カルテや公園台帳を活用して計画的かつ効率的な管理を行うという、これが大前提になります。です。市としては公園台帳を整備することによって、この公園が将来的にどういう方向性を持っているか、そういったことを踏まえまして適切に管理をしていきたいと考えているものでございます。

また、空き家除却費ですね、住宅の除却費につきましては、これは空き家を対象としているものではございません。実際に居住している住宅を、耐震性がない住宅を解体することに対するの補助をすることによって耐震化率を向上させると、こういったことが目的となっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第26号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第 8 ・ 議案第26号：令和 3 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2 番・石崎誠子議員、どうぞ。

○ 2 番（石崎誠子君）

議案第26号：令和 3 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について質問させていただきます。

補正予算書11ページ、資本的支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費、17 節委託料の水道施設台帳整備事業委託料4,257万円については、水道施設台帳を整備するための予算であります。では、台帳を整備することとなった経緯及びその整備内容についてお聞かせください。

次に、同じく11ページ、1 款資本的支出、1 項建設改良費、4 目事務費、1 節給料717万6,000円、2 節手当、5 節法定福利費等については、人事異動に伴う予算ということですが、では、職員を配置することとなった経緯並びに業務上及び会計処理上の影響についてお聞かせください。以上です。よろしく願いいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは1 点目です。台帳を整備する経緯と整備内容についてです。

令和元年10月 1 日に施行されました水道法の一部を改正する法律により、水道施設の台帳を作成しこれを保管することが義務づけられております。

台帳の整備内容は、管路に係る区分、設置年度、口径、材質及び継ぎ手形式ごとの延長を示

した調書、浄水場等の設置年度、設備、機器の数量、構造、形式及び能力など管路以外の水道施設に関する調書、行政区域境界、給水区域境界及び主要水道施設の位置など水道施設の全体を把握するための配置図、弁栓類の位置、種類など水道施設の設置場所及び把握するための平面図を作成するに当たり、工事書類等及び現地調査を基に整備をするものでございます。

2点目の職員を配置する経緯、あと業務上会計処理の影響はということでございます。

水道施設更新事業並びに水道施設台帳整備事業を円滑に進めるために、職員が増員されております。業務上は、通常業務に支障を来さないように進めてまいります。会計処理といたしましては、以前と変わりはありませんが、人件費が計上されることで、資産の取得価格が増加することになります。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、2点再質問させていただきます。

水道施設の位置、構造やまた設置時期等の基礎的な内容を記載した施設管理上に必要となる台帳を整備して、またそれに係る職員も配置して、今後水道施設の適切な維持管理、更新を進めていかれるということだと思っておりますが、そこでお伺いします。

1点目は、水道施設台帳を整備する上で、現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

2点目は、水道施設台帳整備と職員の増員による損益への影響について、お聞かせください。以上です。よろしくお願いいたします。

## ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは現状についてです。

施設に係る過去の工事書類、記録等は保管されておりますが、管路の性質ごとの延長を示した調書等に関してはまとまっていない状況でございます。また、平面図においては、紙の図面に手書きで更新している状況でございます。

2点目の職員増員による損益への影響についてです。

収益的支出における手当等は当該年度に増加いたします。

資本的支出における委託料及び給料等は、次年度以降に収益的支出において営業費用の減価償却費として費用化され増加が見込まれますもので、純利益に影響すると考えております。以上でございます。

## ○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

## ○17番（真野和久君）

それでは質問したいと思います。

予算書のほうの10ページ、11ページの資本的支出、1款1項1目17節委託料の水道施設台帳ですけれども、今のお話で取りあえず理由は分かったんですけれども、なぜするかは分かったんですが、今後これをどういう形で利用していくのかについてと、それからあと整備事業委託

をするようですけれども、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく1款1項4目1節給料と2節手当、5節の法定福利費についてですけれども、増員する2名の業務内容ですね、これはどんなものなのかということと、それから一方では整備事業で業務委託をして、もう一方では職員に仕事をしてもらうということなので、その役割分担ですね、そこはどのような形で分けられるのかについてお尋ねをします。

それから、収益的支出のほうの1款2項3節1目の消費税の減額についてですけれども、消費税減額の理由は何なのかということについてお尋ねをします。

同じく、収益的支出の1款2項3目1節の手当、この手当の内容について教えてください。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

それではお答えいたします。

まず1つ目の利用目的についてでございます。

目的といたしましては、水道施設の維持管理及び計画的な更新など適切な資産管理を行うためでございます。

続きまして、整備事業委託の内容でございます。

委託内容といたしましては、約230キロメートルの管路にあります仕切り弁・消火栓等の現地調査、量水器止水栓の現地調査、管路仕切り弁・消火栓等の配水施設データの作成、量水器止水栓等の給水施設データの作成、取水施設浄化場等水道施設の現地調査、水道施設台帳の電子化データ作成に係る業務になります。

続きまして、増員する2人の業務内容でございます。

水道施設の老朽化に伴う更新事業と、水道施設台帳の整備に向けた業務に携わります。

続きまして、役割分担でございます。

それぞれの職員が主に水道施設更新事業並びに水道施設台帳整備事業を円滑に進めるために従事いたします。

次に、消費税減額の理由でございます。

水道施設台帳整備事業委託料の支出により、課税仕入額の増額に伴うものでございます。

続きまして、手当等の内容でございます。

増員されました職員の前年度12月から3月までに係る賞与引当金になります。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

今の説明の中で、業務委託は現地調査とデータ化ですね。あと職員のほうには水道の更新事業と台帳の整備ということで、要はデータに基づいた台帳整備をするのが職員ということではないんですかね。その辺のことをちょっともう少し分かりやすく説明をしてください。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

整備事業の委託に関していえば、現地調査等はその請け負った業者が確認することになります。それをまた職員等がまた再度確認することも出てくると考えられます。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

通告1回目の関係は割愛、水道施設台帳の整備事業をなぜ行うかということの通告でしたので、内容分かりましたので割愛させていただきます。

このまま着席して2回目やるのか、立ったまま2回目やっていいのか、その辺御指導よろしくをお願いします。

○議長（島田 浩君）

じゃあ認めます。

○14番（山岡幹雄君）

立ったままでいいですか。じゃあ2回目。

今回の調査されるということでございますが、令和元年法律に基づいて今回調査されるということですが、調査した後、民地の場合、また管が老朽化というか、いろいろそういうのが現状なった場合、あともう一つ言えるのは、現地調査もされるという御回答があったんですが、その埋設の深さですね、先ほどちょっと資料等も過去の資料でやられるということですが、現状がやはり相当、何十年とたっておると相当違うと思うんですが、その辺のまず民地にある場合の対処の仕方、それと埋設の深さの関係ですね、それを昔のままでやられるのか、現状と土木と調整してやるのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず民地の中の調査ですが、コンサル請負業者等に証明書等を発行いたしまして、民地内の確認はさせていただきます。それでも分からない場合は、検針員さんだったり職員だったりとか確認をさせていただきます。

あと過去の資料等で埋設の深さが変わっているということに関しては、まず過去の記録等を精査いたしまして、その深さを確認いたします。それ以降に例えば道路舗装が盛り上がっている場合だと、そこをまた鑑みていろいろと検討して調書をつくってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第1号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○14番（山岡幹雄君）

請願第1号：議会放映等の拡大と充実を求める請願書について、1点質問させていただきます。

これは通告させていただきましたので、その文面を読ませていただきます。

現在、紹介議員は広報特別委員会に入っております。私も委員長をやっております、今年度、昨年度か、インターネット中継についていろいろ協議しておる中で、なぜ今回の紹介議員になったのか、お尋ねいたします。

#### ○6番（吉川三津子君）

紹介議員として答弁をさせていただきます。

広報特別委員会に対して、議長や議会運営委員会からの諮問もなく、全員協議会への報告もありませんので、正式に協議に入っている認識は私にはありませんでしたが、広報特別委員長である山岡議員が広報特別委員会で既に協議の段階に入っているという認識をお持ちであることは、積極的に推進しようとするお気持ちであるということで、大変歓迎すべきと思っております。

議会基本条例において、中身の問題ですが、政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加する、つまり市民参画を進めることを私たち議員は第4条で決めました。

また、第7条の議会と市民との関係においては第2項で、議会は市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たしますと私たち議員は決めました。

そして第4項で、議会は請願・陳情など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図りますと私たち議員は決めました。

さらに、私たち議会が可決した自治基本条例には、市議会の運営の仕方として、審議その他の活動について、常に市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努め、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を高めていくことが定められています。

こうした条例を私たち議員は議決しています。山岡議員におかれましては、議会基本条例をつくるときの委員でありました。そして、自治基本条例も可決しております。そういった面で、釈迦に説法のようなお話かもしれませんが、議会基本条例は議会の最高規範です。自治基本条例はその上に位置づけられる市の最高規範です。

広報特別委員会で議会改革をしないといけないという話はお確かに出ておりましたので、このように政策の立案段階の今回のような請願で市民の方から御提案をいただくということは、とてもよいタイミングであり、議会基本条例、自治基本条例に合致した請願であると考えます。

そして、山岡議員も配付されたアンケート資料を熟読されていると思いますが、議会議事録公開や講演等など、議会自らが実施している情報公開のランキングは、愛西市は県下54自治体中の51位であり、待ったなしの改革の時期であると判断し、紹介議員となりました。

また、請願者とは事前の聞き取り及びこの質問通告についても話し合いをさせていただき、本日に臨んでおります。

御本人からの話として、松戸市などの学校では、オンライン議会傍聴を社会科の授業で行い、

主権者教育に使っていること、今回の請願はコストもかからず、市民に何ら不利益がない、そんなお話も聞いており、私として大いに賛成できる内容でありますので、紹介議員となりました。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

長々御答弁ありがとうございました。

私が聞いたのは、今広報特別委員会でインターネットについて昨年度から協議しております。

その吉川議員もその中でいろいろ弥富市の事例とかいろいろ言われて、今回今のメンバーで協議しているのは今の6人全員が知っております。

私がお聞きしたのは、なぜ今の紹介議員になったのかということのお尋ねですが、だらだらだらだと言われても、私も理解がしないので、それで今回の紹介者、請願者ですね、広報特別委員会で先ほど私が言ったこういう広報特別委員会でネット配信を協議していることをその請願者に伝えたのか。それと、もしくはその方に伝えていないということであればその理由、伝えておるなら伝えておる、伝えていなかったら伝えていないその理由を教えてください。

○6番（吉川三津子君）

私も先ほど申し上げましたように、広報特別委員会から全員協議会でも報告はされておられません。そして委員の方に確認をいたしました。正確な協議ということで認識をされていない方もいらっしゃると思いますので、そういった状況で私はこの件について正式に協議をしているということはその方には申し上げておりません。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

もう2回なので。

○14番（山岡幹雄君）

回答がきちっとされていないもん。していなかったらその理由はということ。

○議長（島田 浩君）

これで全回答ですね。

○6番（吉川三津子君）

回答しました。

○議長（島田 浩君）

ということです。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・請願第2号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願を

議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願について、質問いたします。

初めに、請願の理由の中で、議会運営に浸透していないとありますが、どの部分が議会運営に浸透していないのか、具体的な説明を求めます。

○18番（河合克平君）

では、議会運営に浸透していないということで、ここでいうと愛西市議会基本条例が議会運営に浸透していないという請願者の意図でお話がありました。

市民の方がそのように感じられてそのように指摘がされているということについては、我々議会の、また議員として真摯に受け止めなければならない内容であるというふうに思っております。浸透していないという否定的な意見があるということは受け止めとして必要かと。

ただ、私個人的にですが、議会基本条例では第4条で、議会は次に掲げる原則に基づいて活動しますという議会の活動原則として述べられている内容には、市民に対し公正性及び透明性を確保しますという点、2番目で市民に対して積極的に開かれた議会を目指しますという点が、議会の活動原則として我々が自ら決めた条例の中には載っています。そういった点でいうと、今の現状で、確かに一般質問は放映等されておりますが、津島市のように他の本会議、また弥富市のように委員会のユーチューブの放映など、そういった点ではまだまだ至っていない部分があるのではないかとこのように私自身は感じております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

同じく、請願の理由の中で、一議員の発言により情報公開制度が後退してはならないとありますが、それが実際にあったのか、あったとすれば一議員とは誰のことを言っているのか、河合議員にお聞きします。

○18番（河合克平君）

このことについては、請願者自体が特に名前を上げて指摘をしているわけではない内容になりますので、請願者の意図を酌み取っていただきたいというふうに考えます。

また、情報公開制度が後退してはならないということについて言うなら、一般質問の中でどのように請願者が捉えたということになります。主観的にですね。捉えられるような内容が一般質問の中にあつたというふうに感じたということでもありますので、その感じた内容について私たちはどう感じるかということだというふうに思っています。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願について、質問させ

ていただきます。

1 点目、請願事項 1 に、議会として一層情報公開を推進することとあるが、現在の我々愛西市議会の本会議の運用で不足しているとお考えがあると思いますが、その辺の回答をお願いします。

請願趣旨 2. 3 月議会の一般質問関係がしてありますが、その質問がどんな内容であったのか具体的に、そのことが先ほど今言われているように、この請願者がいろいろこの情報公開制度で、その一般質問があってこそこの請願書が出てきたと思うので、どのような内容があったのかお尋ねいたします。

#### ○ 1 8 番（河合克平君）

まず議会として一層の情報の公開を推進することとあるが、本会議の運用で不足しているとお考えかという内容についてですが、市民の方が議会の情報公開がされていないと感じられているということを指摘されています。そのことについて議会や議員がどのようにしていくのかということについては、よく検証し、議会の運営については見直しをしていかなければならないかというふうに考えておりますが、議会基本条例の私自身の個人的なことからいえば、議会基本条例の第 4 条、そして第 4 条の議会の活動原則ということで次に掲げる原則に基づいて活動しますという中に、市民に対し公正性及び透明性を確保します、また市民に対し積極的に開かれた議会を目指しますという内容について考えるならば、本会議で今放映されているのは一般質問だけということがありますので、そういった点では不足しているのではないかと、私個人的にもそう思います。以上です。

あと一般質問の内容についてですが、ここに請願者の中で、3 月議会の一般質問で全国的な違法と思われる事例を引用し、あたかも情報公開請求する側のみを批判していると思われる内容であった。情報公開をしながら市民活動をする立場として残念な思いで放映を視聴したという記載がありますが、これは請願者があたかも情報公開請求する側のみを非難していると思われるというふうに述べているとおりでありまして、請願者がそのような認識に至ったという質問があったということは客観的に事実ではないかと。

また一方、別の議員から指摘で、市側の情報公開に対する認識不足が明らかになり、市側から愛西市の情報公開の仕組みを是正するという答弁もありました。安堵しているところでもあります。これは、実際に市側から愛西市の情報公開の仕組みを是正するということについても、市の一般質問の中でそのような答弁があったということは請願者は認識をされているということでございますので、この内容を見ていただければ、3 月議会でどういう議論があったのかということとは十分知ることができると思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 1 4 番（山岡幹雄君）

それでは再質問させていただきます。

ただいま御回答で、愛西市議会基本条例の関係で、議会は次に掲げる原則に基づき活動しますということで 6 項目ございます。その関係で、これは議会に対して次のような、要するにこれはほとんど市民に対しての関係ですので、何で議会が今回やられるのか、その辺のことと、

それに関連して、この請願内容は議会運営に対する請願事項だと思いますが、そもそも請願は先ほど言っているように、市民が市政に対しての意見の要望を言う憲法に保障された行為であるが、請願の相手として議会が対象となるその根拠を教えてください。

それと、3月議会で河合議員が全員協議会で御指摘された情報公開請求の関係で、一議員がその請願、じゃなくてごめんなさい、通告にもないにもかかわらず、そのことを言われた経緯があるんですが、その内容と今回のこの請願に対する情報公開制度ということが関連があるかどうか、その3点、お尋ねいたします。

#### ○18番（河合克平君）

まず1点目ですが、議会の活動原則というのは市民に向けたものだというふうにおっしゃっていらっしゃいますけれども、まさに市民の方が請願を出していただいているので、市民に向けて行うべき内容を規定しておりますので、それが市民の方が不足しているのではないかと認識を持っていらっしゃるといふふうに、このことについてはそのように思っただけであればいいと思います。

あと、議会が対象となるかということについては、市だけということでは、地方自治体だけではなく行政の執行機関、または行政の決議機関についても当然請願権を行使することは当然可能、できる内容にありますので、そういった点では何も問題はありません。

〔「根拠を教えてください。質問したのは根拠」の声あり〕

だからできます。

〔「それは何に対する根拠ですか。法律か何かあれば」の声あり〕

ちょっとまだ3つ目があるんですけど。

〔「根拠だけきちっと回答してください」の声あり〕

あと、3月議会の私個人のことについてのお話もありましたが、今回の請願の内容とは関係がありませんので、その内容について答弁は差し控えさせていただきます。

あと、議会の対象となる根拠、<sup>※</sup>憲法の16条で請願権はこれを保障するという<sup>※</sup>ことで憲法に保障されております。それについては国・県・市、そしてそれぞれの機関全てにそれは請願権ということで保障されておりますので、憲法による保障ですので、よろしくお願ひします。根拠は憲法です。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・委員会付託について

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第11・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号及び承認第2号、議案第21号から議案第23号並

※ 後日訂正発言あり

びに議案第25号及び議案第26号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、また、請願第1号及び請願第2号につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、常任委員会に付託の議案等は本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月22日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時21分 散会

